

横浜市総合保健医療センター

指定管理者申請書

平成17年11月17日

財団法人 横浜市総合保健医療財団

別記様式（第7条第1項）

指 定 申 請 書

17年11月17日

（申請先）

横浜市長

住所 横浜市港北区鳥山町1735

申請者 団体・法人名 財団法人 横浜市総合保健医療財団

代表者名 今井 三男

横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市総合保健医療センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 基本的な考え方

団体名：財団法人 横浜市総合保健医療財団

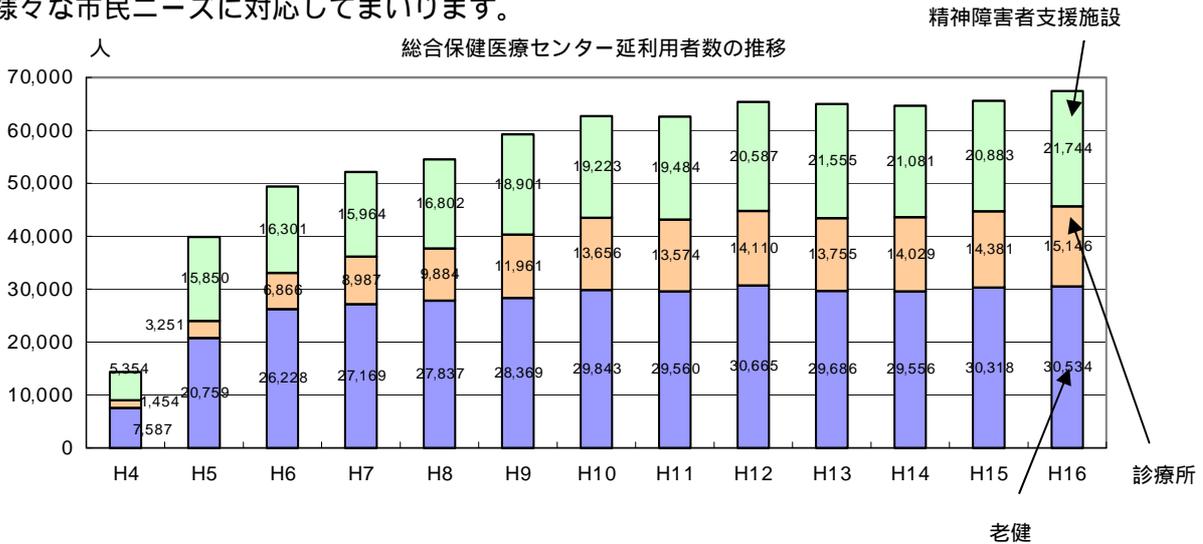
(1) センターの役割に関する考え方

横浜市総合保健医療センターの理念、設置意義に基づいて実現したいこと、公の施設としての役割等についての基本的な考え方などを記載してください。

1 理念

私ども財団の寄附行為第3条(目的)では、「寝たきりの高齢者、認知症高齢者などの要援護高齢者及び精神障害者の方が、住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びにこれらの人々を支えている地域医療機関への支援を行うことにより、市民の保健、医療、及び福祉の向上並びに健康の保持増進に寄与すること」と明記されています。私たちは、この理念の下に、「個(人権)の尊重」と「安心と信頼」を大切に、「質の高いサービスの提供」を目指しています。具体的には、地域生活重視の視点に立ち、胃ろうなどの医療処置の必要な利用者や認知症や難病患者、精神障害者等を幅広く受け入れるなど、保健・医療・福祉の枠組みを越えた取り組みを通じて、利用者ニーズに即した様々な事業を展開してきました。利用者も年々増加し、開設当初は半年で約1万5千人であった利用者は、昨年度は6万5千人を超えています。

今後とも、地域の支援施設として在宅支援に貢献するとともに、公的施設の役割を十分に果たし、様々な市民ニーズに対応してまいります。



2 今後の運営方針

センターが開設して既に13年が経過し、その間、社会経済情勢や市民ニーズが変化し、センターを取り巻く状況が大きく変化しております。そのため、現在、総合保健医療センターにおいては、次の6つの課題への対応が求められています。

- 介護老人保健施設では、開設当初は市内で3か所であったものが、現在は61か所の施設が設置されており、公の施設として運営する役割の明確化
- 認知症の診断及びフォローに対する利用者ニーズの増加への対策
- 精神障害者の社会復帰に対する支援の強化
- 市民ニーズの把握とその結果に基づく事業の見直し
- 横浜市の厳しい財政状況や指定管理制度が導入されたことを踏まえた効率的な施設運営
- これからの保健・医療・福祉を担う職員(人材)の育成

## 事業計画書

1 基本的な考え方

団体名：財団法人 横浜市総合保健医療財団

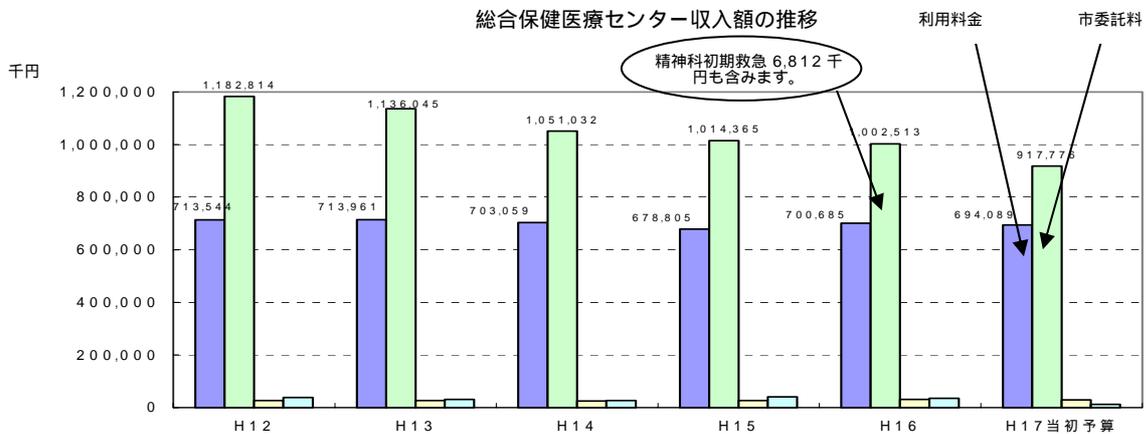
(1) センターの役割に関する考え方

これら課題に対して、総合保健医療センターでは、2年前から横浜市と協議の上で事業の抜本的な見直しを行ってきました。17年4月に横浜市と締結した特定協約では、利用者ニーズを踏まえた事業の統廃合や職員配置等の見直し、病床稼働率の目標値の設定、アンケート調査や人材の育成など、今後2年間の目標水準を設定し、それを実行するよう求められています。現在、この目標達成に向けて、**17年度は事業や人員、業務委託料の見直しを行うとともに、病床稼働率の向上等に取り組み、総事業費の1億円以上の削減がなされる見通しです。**

一方、財団職員の給与については、これまで横浜市の職員給与制度に準じて支給してきました。しかし、**今後は指定管理者制度の導入を契機に新しい給与と体系、新しい人事評価制度への移行、そして職員の意識、意欲の向上につながる経営システムの確立に向け、外部のコンサルタント等を入れて検討してまいります。**なお、人件費につきましては、18年度は定期昇給の凍結を実施し、約830万円の削減を行うとともに、人員配置についても国基準並みにするなど、見直しに努め、18年度末までには16年度に比較して、新規事業（精神科初期救急、就労支援センター事業約5千万円）の負担分を含めて、2億3千万円の委託料の削減を行います。

また、精神障害者支援では、昨年の10月に市内で初めて精神科初期救急事業を市内の診療所医師と連携して実施するとともに、今年の10月に精神障害者就労支援センターを設置し、市内の拠点施設として関係団体との連携の下で事業を実施するなど、**横浜市の新規事業の受け皿として様々な事業を実施**しております。

今後とも、社会構造の変化を踏まえつつ、アンケート調査等に基づく利用者ニーズの把握や業務改善を行うとともに、横浜市とも協議の上で、事業の見直しを行います。また、ISOの取得や第三者評価制度の導入、職員（人材）の育成などに努め、要援護者等の在宅支援を中心とした各種の事業を展開します。



### 3 理念等を踏まえて、設置意義に基づいて実現したいこと

(1) 3施設を連携させた総合的な支援（詳細は第8号様式参照）

診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設を運営することにより、利用者ニーズを幅広く捉え、要援護者の在宅生活を支援してまいります。また、総合相談室を核として、各施設の有機的な連携を図ることにより専門的・総合的な支援を行ってまいります。

(2) 精神障害者に対する支援の強化（詳細は第6号様式参照）

市内唯一の総合的支援施設として、「医療」「生活支援」「就労」の3つの面で、各セクションとも連携しながら、精神障害者への支援を行っています。センター内だけでなく、地域との連携を密にしながら、精神障害者支援の中心的役割を担っていけるよう、関係機関と調整し、事業展開をしてまいります。

## 事業計画書

1 基本的な考え方

団体名：財団法人 横浜市総合保健医療財団

(1) センターの役割に関する考え方

(3) 総合相談室への専門職の配置及び土日の開所

総合相談室に保健師、社会福祉職、管理栄養士等の専門職を配置し、利用者や家族等からの幅広い相談に応じ、適切なアドバイスを行います。特に管理栄養士の配置については、厚生労働省の調査で、在宅で生活している高齢者の3割は低栄養状態であるとの指摘もあることから、在宅における栄養指導等のアドバイスを行い、施設と在宅を結ぶ架け橋としての役割を担えるよう17年度から配置しています。また、土日も開所することにより、平日は、相談に来られない家族からの相談や入所の申込みにも対応します。

(4) 在宅復帰率50%以上の確保（市内介護老人保健施設の在宅復帰率 平均約26%）

介護老人保健施設では、在宅復帰率50%以上を目指し、自宅や区役所、居宅介護支援事業者などを職員が訪れ、療養指導や調整をするなど、きめ細かい対応をしております。

【在宅復帰率の推移】

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (4～9月)
35.8%	42.7%	47.1%	34.9%	33.6%	48.0%

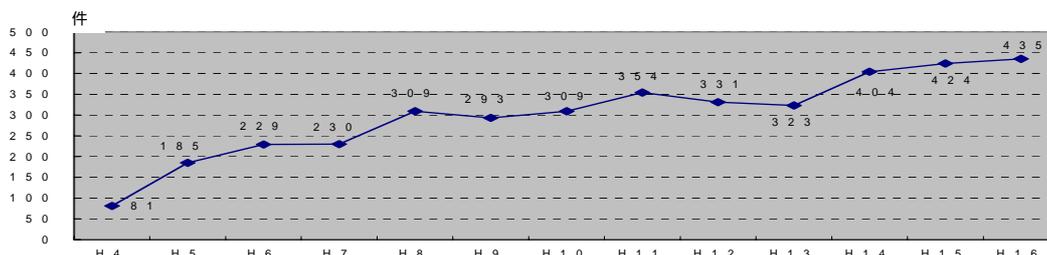
(5) 介護老人保健施設における運動機器を用いたリハビリテーションの実施

介護老人保健施設のリハビリテーションについては、作業療法士や運動指導員を中心として、個別リハビリテーションの他、入所者や通所者の希望に応じて、運動機器を用いたリハビリテーションを実施することにより、機能維持向上を図り、在宅復帰及び在宅生活の支援を行います。

(6) 認知症診断の実施及び治療、入所までの一体的対応と家族への支援

認知症診断については、市内において毎日実施している医療機関が少なく、市民ニーズも高いことから、月曜日から金曜日まで毎日実施し、2回の通院で診断を出します。診断に際しては、放射線科医師、脳波の専門医師、臨床心理士によるテストによる所見を踏まえて、精神科医師が総合的に判断します。年間件数を520件以上とします。また、早期アルツハイマー型認知症診断支援システムを導入し、アルツハイマー型認知症の早期診断の向上を図ります。更に、希望者には外来での治療、老人保健施設の入所まで一体的に対応します。なお、家族との緊密な連携のもと、講演会、家族会などを実施することで、家族の支援、啓発活動に努めます。

[ 認知症診断件数 ]



(7) 診療所機能を活かした幅広い利用者の受け入れ

診療所では、短期入所専用20%以上の病床を確保するとともに、経管栄養や吸引、酸素療法が必要な方などを積極的に受け入れます。また、横浜市で実施している難病患者の短期受け入れ事業を行います。

(8) 要援護者や市民向けの講演会・出前講座の実施

要援護者の看護や介護に関する講習会の開催や職員が地域を訪れ、出前講座を実施します。また、生活習慣病や認知症などに関する市民向け公開講座を年10回以上開催することにより、要援護者への在宅支援を行うとともに、市民の健康づくりをサポートします。

## 事業計画書

## 1 基本的な考え方

団体名：財団法人 横浜市総合保健医療財団

## (1) センターの役割に関する考え方

## (9) 人材の育成及び見学者等の受け入れ

保健・医療・福祉職場では、サービスを担う人材の育成がなにより大切であると考えています。そのため、OJTの充実を図るとともに、センター内研修とセンター外研修を連動させて実施し、各自のスキルアップを図ります。また、職場の中核となる指導者を計画的に育成し、職員のスキルアップを支援します。

## (10) 精神障害者ヘルパー養成研修事業の実施（詳細は第9号様式参照）

当財団の経験豊富な精神科医師及び精神保健福祉関連職員の能力を活用し、精神障害者の居宅生活を支援するため、ホームヘルパーの養成研修を自主事業として実施します。なお、精神障害者のヘルパーには単なる生活援助に留まらず、援助を通じて精神障害者の方が快復を促すリハビリテーション的な側面も期待されることなどから、当財団では、より質の高いヘルパー養成を目指します。

## (11) 精神障害者等を中心とした訪問看護ステーションの実施（詳細は第9号様式参照）

訪問看護ステーションについては、港北区内に現在9か所ありますが、調査した範囲では精神障害者を中心としたステーションは市内に存在しません。そのため、当財団としては、精神障害者を中心とした訪問看護ステーションを実施し、精神障害者の在宅生活を支援します。実施にあたっては、センターの医師や看護師、精神障害者支援施設職員がバックアップ体制をとります。

今後、医療や介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等への通所サービスについても実施したいと考えています。

（18年度実施 派遣対象実人員 年間50人程度）

また、訪問看護と連携したホームヘルパーの派遣についても検討してまいります。

## (12) 介護予防事業の実施（詳細は第9号様式参照）

これからの高齢社会で求められている重要な課題として、介護予防への取り組みが挙げられています。そのため、地域住民からの要望が多く寄せられているシニアフィットネス事業を自主事業として平成17年4月より実施しています。（4月～10月の実績 延4,100人、1日平均30人の利用）具体的には高齢者層を中心に、個々の体力に合わせた無理のない運動指導を中心に実施し、地域住民の健康づくりをサポートします。また、必要に応じて内科医が診断します。その他、区役所等からの要請に応じ、区役所の主催する介護予防教室等に運動指導員等を講師として派遣します。（16年度実績13件）

## (13) 第三者評価制度など外部評価制度の導入

サービスの質の向上への取り組みとして、横浜市が実施している介護老人保健施設の第三者評価制度など外部の評価制度を導入します。また、利用者から信頼される施設運営を目指し、ISO14001を取得するなど、省エネルギー化によるコスト削減を図ります。

## 事業計画書

## 1 基本的な考え方

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (2) サービス提供にあたっての基本的な姿勢

利用者・家族等へのサービス提供のあり方、対応の基本的な考え方などを記載してください。

**1 利用者・家族等へのサービス提供のあり方・考え方**

利用者・家族等へのサービスを安心してご利用いただけるよう次の5点を基本に対応してまいります。

**(1) 人権に配慮したサービスの提供**

利用者・家族の方にサービス提供をする際に最も大切なことは人権に配慮したサービスの提供であると考えています。認知症の診断においては、認知症という言葉自体にも抵抗を感じる利用者や家族が多くいます。また、精神障害者の方の中には、職員との普段の会話の中でも、ストレスと感じ、病状の再発につながる場合もあります。そのため、研修等を通じて職員一人ひとりが人権及び人権問題に対する理解を深め、差別の問題を自分自身の問題としてとらえるよう努めてまいります。

**■人権に関する職場ミーティングの実施や研修の実施**

人権に関する気づきをテーマとする職場ミーティングや全職員を対象とした外部講師等を招いた人権研修を年3回以上開催し、職員の人権に対する意識啓発を行います。

**■苦情処理第三者委員会の設置**

利用者からの苦情に対しては、弁護士や人権擁護委員による苦情処理第三者委員会を設置し、利用者等からの苦情に対して、公平性、匿名性を尊重した対応をしてまいります。

**■拘束しない看護・介護の提供**

介護老人保健施設及び診療所では、利用者の立場に立った介護を提供する立場から、拘束しない看護・介護の提供を行ってまいります。なお、やむを得ず、拘束を行う際には、2名以上（医師及び看護師）の職員が判断を行い、利用者又は家族に拘束がなぜ必要なのか十分に説明し、ご理解をいただいた上で行います。

**(2) 顧客満足度の高いサービスの提供****■利用者アンケート調査（年1回）の実施**

利用者ニーズを的確に把握するため、利用者アンケートを実施し、業務改善を行ってまいります。また、アンケート調査においては、利用者満足度を5段階評価で4以上とするなど、利用者本位のサービス提供に努めます。

**■ISO14001 や第三者評価制度の導入**

外部からの評価制度を導入することで、利用者が客観的に施設を評価できる制度を取り入れます。

**■インフォームド・コンセントの徹底**

利用者が安心してご利用いただける施設運営を目指し、インフォームド・コンセントの徹底を図ります。

**(3) 情報公開の徹底**

利用者から信頼されるためには、施設の経営状況を含めて出来る限りの情報を公開していくことが大切であると考えています。そのため、情報公開に関する規程を整備し、カルテ等の開示についても利用者の要求に応えるとともに、ホームページにおいて、財団の財務諸表、施設の病床の空き状況、各種事業を掲載するなど利用者への情報公開の徹底を行います。また、個人情報の保護についても、マニュアルを整備するなど保護の徹底に努めます。

事業計画書

1 基本的な考え方

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

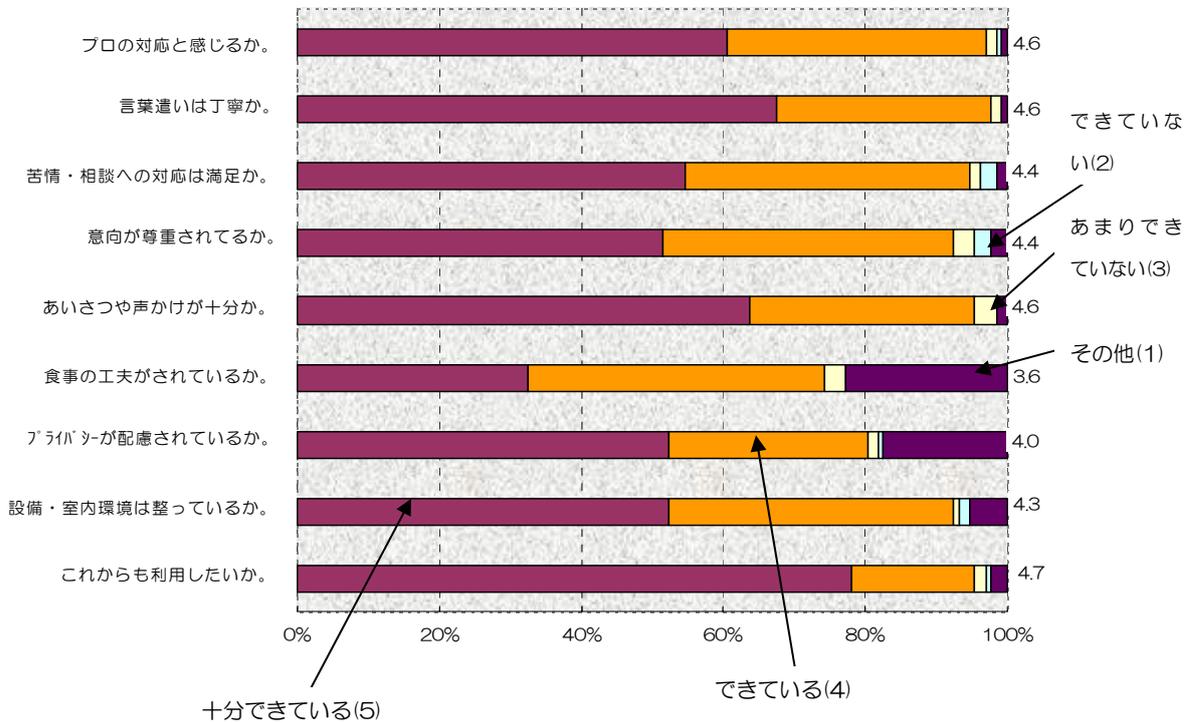
(4) 安全管理・危機管理の徹底

施設を運営するにあたっては、医療・介護の安全確保を最優先に考え、安全管理マニュアル及び危機管理マニュアルなどを整備しています。職員研修を通じてマニュアルを職員に周知するとともに、介護老人保健施設や精神障害者支援施設の部門別に安全管理委員会の部会を設置し、ひやり・はっこの情報を職員間で共有することにより、事故を未然に防ぐよう努めます。また、緊急時には、迅速かつ的確に対応することにより、利用者・家族から信頼されるサービス提供に努めます。また、感染症対策マニュアルの整備や感染症対策委員会を設置するなど、感染の予防と患者発生時の対応について、特に力を入れて取り組んでまいります。

(5) 保健師、社会福祉職による一体的な相談、土日の窓口の開所

総合相談室には、利用申込みだけではなく、利用者の家族からの相談や生活相談を初め保健や医療、福祉に関する相談が多く寄せられています。そのため、保健師、社会福祉職、管理栄養士等の専門職を配置し、保健や福祉の一体的な相談に応じるとともに、他機関の相談窓口や事業の紹介など利用者の立場に立ち、適切な助言等を行います。また、平日には相談する時間がとれない家族に配慮し、土日も開所し、利用申込み等の受付や各種相談に対応します。

【参考】介護保険サービス利用者満足度調査(平成16年9月)



※介護老人保健施設利用者 200 名への郵送によるアンケート調査  
132 名から回答 (回答率 66%)

## 事業計画書

## 1 基本的な考え方

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (3) 施設の管理運営に関する基本的な考え方

市民サービスの向上、コストの削減、利用促進、危機管理、人材の育成、環境への配慮、各施設の管理運営等についての基本的な考え方などを記載してください。

**1 市民サービスの向上に向けた基本的考え方**

## (1) サービス水準の向上

参加者へのモニタリングやアンケート調査を実施することにより、利用者にとって満足度の高いサービス提供を行うとともに、モニタリングの結果に基づき、業務改善を図ることにより、業務水準の向上に努めます。また、市民対象の講演会等を実施し、参加者へのアンケート調査を行い、市民ニーズを把握することによって、ニーズに基づいた事業を計画し、市民サービスの向上に努めます。

## (2) 市民ニーズに基づく事業の展開

総合相談室の土日の開所や認知症診断の受け入れ枠30%拡大、精神科初期救急や就労支援センターの開所、シニアフィットネス事業など多様化する市民ニーズに応える様々な事業を展開し、一層の利用促進を図ります。

## (3) 利用促進のためのPRの実施

地域を訪れた出前講座の実施や、区民祭りのイベントへの参加、地域住民参加型の文化祭の実施など、地域に根ざした施設運営に取り組みます。また、ホームページの充実や市の広報や、区役所等へのチラシの配布など、市民にPRし、センターの利用促進を図ります。

## (4) NPO法人との協働

売店運営及び利用者洗濯サービスなど、NPO法人の協力を得ながら、事業展開しています。地域の保健・医療・福祉関連のNPO法人と連携することで、NPO特有のきめ細かい対応による利用者サービスの向上や、活動機会を提供することで法人の育成にも貢献します。

**2 効率的な運営（コストの削減）**

## (1) 収入の増加に向けて（詳細は第17号様式参照）

## ■ 数値目標の設定

介護老人保健施設や診療所の病床稼働率を始め、各種サービスについて目標数値を設定し、増収に向けて積極的に取り組みます。

## ■ 新規利用者の開拓に向けたPRの実施

出前講座、体験講座や講演会の実施、各関係団体への定期的なチラシ、ポスターの配布など積極的にPR活動を行い、新規の利用者を確保します。

## ■ リピーターの確保

初めて施設のサービスを受けた利用者が、継続して利用していただけるよう、アンケート調査やモニタリングを通じた業務改善を図るなど、リピーターの確保に取り組みます。

## (2) コスト削減に向けて（詳細は第18号様式参照）

## ■ 収支バランスの取れた安定的な運営

人件費の見直しを始め、管理運営費の削減や医薬材料等の見直しを行い、今後5年間、収支バランスの取れた安定的な運営を行います。

## ■ ESCO事業導入による施設管理費等の節減

事業導入による施設管理費等の節減や人件費、管理運営費などのコスト削減に努めます。

## ■ 経営専門家による点検の実施

施設運営が適切に行われているか客観的にみてもらうため、経営専門家による点検を実施します。点検結果に基づき、センター全体で改善に向けて取り組んでまいります。

## 事業計画書

## 1 基本的な考え方

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

**3 安全・安心の施設運営（危機管理・環境への配慮）****(1) 危機管理対策****■ 安全管理マニュアル・危機管理マニュアルの整備**

利用者の方がセンターを安心してご利用いただけるよう、財団で保有する安全管理及び危機管理マニュアルに基づき、職員に対する定期的な訓練等を通じて、マニュアルの周知を図ります。また、地元消防署との協力の下で、隣接する横浜市総合リハビリテーションセンターや横浜ラポール等との合同防災訓練を実施するなど、緊急時の防災体制を整備します。

**■ リスク回避に向けた取り組み**

個人情報の保護には十分留意し、財団の保有する個人情報保護マニュアルに基づき、職場内研修を通じて、職員に個人情報の適正管理を周知徹底します。

**(2) 環境への配慮**

ESCO事業の導入やISO14001の取得による省資源・省エネルギー化や「ヨコハマG30」に基づき、ごみの減量・リサイクルに取り組み、環境の負荷の少ない施設管理を行います。

**4 人材の育成****(1) 人材の育成**

保健・医療・福祉職場では、サービスを担う人材の育成がなにより大切であると考えています。そのため、OJTの充実を図るとともに、センター内研修とセンター外研修を連動させて実施し、各自のスキルアップを図ります。また、職場の中核となる指導者を計画的に育成し、職員のスキルアップを支援します。

**(2) 見学者等の受け入れ**

これからの保健・医療・福祉の現場を担う人材育成に貢献するため、大学や専門学校等の実習生を積極的に受け入れます。(16年度実績16件332名) また、センター事業に対する理解を得るため、地域の小中学校と連携した体験講座や地域の町内会や関係団体を対象とした見学会を実施します。(16年度実績17件416名)

**5 各施設の管理運営体制**

利用者の安全を最優先に考える立場から、次の体制のもとで各施設の管理運営を行います。

**(1) サービスの視点・機能を広げる施設横断的な管理運営体制の整備**

センター長をトップに、診療部、看護部、地域精神保健部、総務部を組織し、各部門が横断的に各施設を管理運営します。これにより、施設連携を円滑にし、また、センター機能を最大限に活かしたサービスの提供を行います。

**(2) 施設責任者の明確化**

センター長をトップに、診療所長や施設長を配置することにより、各施設の責任体制を明確にします。

**(3) 課題への取り組みを効果的にする管理運営体制の整備****■ 安全管理委員会、感染対策委員会など重要な課題に取り組む委員会の設置****■ 一元的な情報管理体制の整備**

システム管理による情報の共有化を行うとともに、ID番号やパスワードの設定などセキュリティ対策に努めることにより、安全かつ効率的な運営を目指します。

**■ 各分野別の委員会の設置**

各部門に必要な応じた委員会（例 介護保険委員会、共同利用委員会等）を設置し、事業調整や効率的な運営を行います。

**(4) 経営管理会議の設置**

経営面においては、事務局長をトップとした経営管理会議を毎月1回開催し、各事業の進捗状況を通じ、経営状況を各部門の責任者が報告し、目標に向けて取り組む体制を整備します。

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (1) 診療所に関する事業計画

- ・ 公の施設としての役割を踏まえた取り組み
- ・ 利用者満足度向上のための取り組み
- ・ 施設の稼働率向上のための取り組み
- ・ 在宅生活支援の方法
- ・ 医療・介護水準向上のための取り組み
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域医療への支援等についての具体的な計画及びその他の提案を記載してください。

**1 公の施設としての役割を踏まえた取り組み**

診療所では、療養病床12床、医療病床7床、高度医療機器を活用し、利用者ニーズの高いサービスを提供するとともに、センターの医療機器を地域医療機関に開放することにより、地域医療機関の支援を実施します。なお、外来診療については、地域の医療機関との関係で、現在は原則として施設利用者やその家族及び地域の医療機関からの紹介患者を基本に実施していますが、今後、関係者との調整を踏まえ、外来診療の対象者の拡大について検討してまいります。

**(1) 認知症診断の実施及び治療、入所までの一体的対応と家族への支援**

認知症診断については、毎日実施している医療機関が少なく、市民ニーズも高いことから、月曜日から金曜日まで毎日実施し、2回の通院で診断を出します。また、年間件数について、(16年度435件であったものを)520件以上とします。早期アルツハイマー型認知症診断支援システムを導入し、アルツハイマー型認知症の早期診断の向上を図ります。更に、希望する利用者については、外来での治療、デイケア、必要に応じて老人保健施設の入所まで一体的に対応します。また、家族との密接な連携のもと、講演会、家族会などを実施することで、家族の支援、啓発活動に努めます。

**(2) 短期入所専用病床20%以上の確保及び幅広い利用者の受け入れの実施**

在宅支援の立場から短期入所専用20%以上の病床を確保します。また、経管栄養や吸引、酸素療法が必要な方などを受け入れるとともに、難病患者の短期受け入れ事業を実施します。

**(3) 生活習慣病外来及び精神科初期救急の実施**

市民の健康増進を支援するため、糖尿病患者などの生活習慣病の患者に対して専門外来を実施します。また、市内の医療機関と連携し、精神科初期救急を実施します。

**(4) 高度医療機器等の共同利用の実施**

地域医療機関を支援するため、MRIなどの高度医療機器を共同利用することにより、地域医療に貢献してまいります。

**2 利用者満足度向上のための取り組み**

利用者に対するモニタリングやアンケート調査を実施することにより、利用者にとって満足度の高いサービス提供を行うとともに、モニタリングの結果に基づき、業務改善を行い、業務水準の向上を図ります。

**(1) モニタリングに基づく業務改善の実施**

認知症診断の受け入れ率30%拡大や診断後のフォローや必要に応じた施設入所など一体的に対応します。また、モニタリングの実施を通じて利用者ニーズに的確に対応できる、様々な事業を展開し、一層の利用促進を図ります。

**(2) インフォームド・コンセントの徹底**

総合相談室及び外来・病棟において、インフォームド・コンセントを一層充実させるなど、利用者が安心してセンターを利用できる施設運営を目指します。

**(3) 認知症利用者や家族への対応の充実**

認知症診断結果の診察時には、総合相談室の職員が同席し、家族の代弁や心理社会的問題の相談に応じます。

**(4) 情報公開(カルテの開示)の実施**

情報公開に関するマニュアルを整備し、カルテの本人開示など積極的な情報公開に努めます。

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

**3 在宅生活支援に向けた取り組み**

短期入所専用に20%以上の病床を確保することにより、在宅で生活する利用者及び家族を支援します。また、精神科の診療を通じて精神障害者の在宅生活を支援します。

**(1) 家庭復帰・在宅支援**

在宅支援に向けて、地域と連携を図りながら、利用者の立場に立ったケアプランを作成するとともに、利用者ニーズに即して、自宅や区役所・医療機関・居宅介護支援事業者などを職員が訪れ、療養指導や調整することにより、在宅復帰等に向けたきめ細かいサービス提供をします。また、短期入所専用に病床を確保し、介護者がリフレッシュできるようサポートします。

**(2) 関係機関に対する利用者情報の提供とケアカンファレンスの実施**

利用者に関する情報については、本人同意を得た上で、かかりつけの医療機関や区役所の職員を交えたケアカンファレンスにおいて、情報の共有化を図り、地域ぐるみで在宅生活を支える体制をサポートします。

**(3) 精神障害者の診療の実施**

精神障害者の支援に当たっては、これまでの地域の主治医との連携の他、必要に応じて、診療所において外来診療を行うことにより、在宅生活の支援を行います。

**4 施設の稼働率向上に向けた取り組み**

多くの市民にサービスを利用いただけるよう、市の広報への掲載やホームページの活用、市民利用施設等へのチラシ・ポスターの配布を通し事業PRを強化します。また、事務局長をトップとした経営管理会議を毎月開催し、施設ごとの経営状況を把握した上で、各施設の問題点を共有し、稼働率の向上に向けた取り組みを強化します。

**(1) 経営管理会議の設置**

事務局長をトップに各施設の責任者等からなる経営管理会議を設置し、毎月経営状況を報告することにより、問題点の共有化を図るとともに、対策を講じ、稼働率の向上を図ります。

**(2) 事業PRの実施**

- 病床稼働率については、17年4月～9月までの半年間の平均で98%と高い稼働率を維持しており、引き続き、利用者や居宅介護事業者へのPRを通じて安定した収入の確保を図ります。
- 医療機器の共同利用については、横浜市医師会と連携し、市医師会報への事業掲載や地域の医療機関へ事業案内書を送付し、MRIについては、年間3,000件以上を実施します。
- 認知症診断については、各区役所等にチラシを配布するとともに、ホームページへの掲載やケアマネージャー連絡会を通じて、広く市民に事業PRし、年間520件以上実施します。
- 要援護者の看護や介護に関する講習会の開催や地域を訪問して出前講座を実施します。また、生活習慣病や認知症などに関する市民向け公開講座を開催することにより、要援護者への在宅支援を行うとともに、事業のPRに努めます。

**(3) 稼働率等に目標値を数値化**

稼働率等の目標値を具体的に数値化することにより、目標をより明確にします。また、目標の達成に向けて、関係者によるプロジェクトを設置するなど取り組みを強化します。

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

**5 医療・介護水準の向上のための取り組み****(1) EBM及びNBMの実施**

患者中心の医療を行うためにEBM（科学的根拠に基づいた医療）及びNBM（患者自身の言葉をよく聞くことによりその患者に適した医療を提供する）を実践するとともに、インフォームド・コンセントの徹底を図ることにより、利用者から信頼される医療を目指します。

**(2) 職員の能力向上を図るための研修会等の実施**

大学の医学部と連携し、医師の派遣研修を相互に行うなど医療水準の向上に努めます。また、学会を始めとした研究会等に医師や看護師等が積極的に参加し、新しい知識・技術を修得することに努めることにより、医療・介護の水準を向上させます。その他、施設内での定期的な勉強会や事例検討を実施し、実践力の向上を図ります。

**(3) 各専門職種の連携の促進**

医師、看護師、管理栄養士、作業療法士などの専門職が評価会議等において同席し、利用者の治療や介護方針について意見交換を行うなど連携して対応することにより、医療・介護水準の向上を図ります。

**(4) 実践的ケアの質向上への取り組み**

看護・介護ケアの共通な質向上課題には、センター看護・介護目標を設定し、取り組みます。安全や標準化と個別化、利用者受け持ち制や職員指導体制の充実、ケア実践力の向上等の取り組みを推進して、質向上を図ります。

**(5) 委員会や研究会の定期的開催**

介護保険委員会や感染症対策委員会などを施設内に設置し、介護保険制度の動向など情報の共有化と感染等の予防などに向けた取り組みを強化します。

**(6) 倫理委員会の設置**

職員が医学研究等をする際に、倫理委員会を設置し、委員会における審議を通じて、その研究が医学的、倫理的、社会的観点から妥当であるか判断するとともに、医療水準の向上に努めます。

**6 地域医療機関への支援・関係機関との連携****(1) 医療機器の共同利用事業の実施**

地域の医療機関の支援として、MRIやCTなどの高度医療機器等を地域開業医の医師の方々に共同で利用していただくことにより、地域医療に貢献します。

**(2) 区役所のワーカーや地域のケアマネージャーとの連携によるケアカンファレンスの開催**

かかりつけの医療機関や区役所の職員を交えたケアカンファレンスを開催し、地域で在宅生活を支える体制をサポートします。

**(3) センター機能を生かした相談会や学習会の開催**

認知症や生活習慣病、介護予防などについて、関係者を交えた相談会や学習会を開催することにより、利用者が安心して在宅で生活できる体制をサポートします。

**(4) 横浜市リハビリテーションセンターとの協定による医師の相互派遣の実施**

隣接する横浜市リハビリテーションセンターと業務提携し、整形外科医や精神科医など、施設に配置されている医師を相互に派遣することにより、質の高いサービスを提供します。

**(5) 緊急時の患者の受入先の確保**

緊急時の患者の受け入れ先として横浜労災病院、三菱重工大倉山病院、菊名記念病院との間に協定書を締結することにより、利用者が安心して利用できる施設運営を行います。

**(6) 横浜労災病院との連携の促進**

労災病院の職員を当財団の評議員に選任する一方で、当センターの職員を労災病院の倫理審査委員や治験審査委員に選任するなど、相互の人事交流を通じたセンター運営の活性化を図ります。

## 事業計画書

### 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### (2) 介護老人保健施設に関する事業計画

- ・ 公の施設としての役割を踏まえた取り組み
  - ・ 利用者満足度向上のための取り組み
  - ・ 施設の稼働率向上のための取組み
  - ・ 在宅生活支援の方法
  - ・ 医療・介護水準向上のための取組み
  - ・ 関係機関との連携
- 等についての具体的な計画及びその他の提案を記載してください。

介護老人保健施設では、センターの理念に沿って施設理念・目標を掲げ、事業実施にあたります。

理念：『「個の尊重」と「安心と信頼」を大切に 質の高いサービス提供を目指します』

目標：●個の尊重と安全で適切なケア ●利用者ニーズに即したサービス

●開かれた施設運営 ●サービスを支える人材の育成 ●健全で安定した経営基盤の確立

### 1 公の施設としての役割を踏まえた取り組み

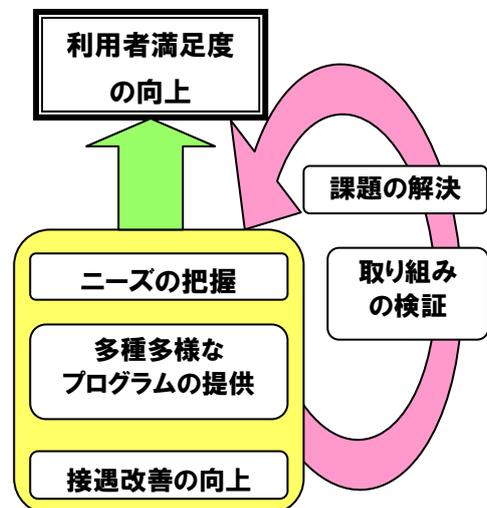
在宅生活支援を積極的に行うとともに、誰もが利用しやすい施設とします。

- (1) 短期入所者の受け入れ割合を10%以上確保します。
  - 17年4～9月までの平均：16.5% (参考) 16年度市内介護老人保健施設平均：3.8%
- (2) 医療処置が必要な利用者を積極的に受け入れます。
  - 経管栄養（経鼻・胃ろう） ■人工肛門 ■膀胱留置カテーテル ■インスリン注射など
  - 17年4～9月までの平均：19.6% (参考) 16年度市内介護老人保健施設平均：8.5%
- (3) 利用者の在宅復帰を図ります。
  - 専門的機能訓練、リハビリテーション看護・介護の実践、栄養ケアの充実など、日常生活レベルの向上に積極的に取り組むことにより、在宅復帰率50%以上を目指します。
- (4) 誰もが公平に利用できる施設とします。
  - 利用者負担金は、利用者への負担を軽減するため国基準並みに設定します。

### 2 利用者満足度向上のための取り組み

利用者ニーズに即したサービスの向上に向けて、継続的に取り組みます。

- (1) 利用者・介護者のニーズを積極的に把握します。
  - 利用者・介護者の個々のニーズを把握するために、きめ細かな面接を行います。
  - 客観的なニーズを把握するために、定期的な満足度調査を行います。
- (2) 多種多様なサービスを提供し、QOLを高めます。
  - 季節折々の行事や文化祭などのイベントを通して、利用者と家族のふれあいの場を提供します。
  - 利用者の自己決定や主体性を大切にした、バイキングによる食事や茶話会を定期的で開催します。
  - ユニットケアの理念を踏まえた個別的ケアを実践するため、人権研修や事例検討を実施します。
- (3) 接遇改善委員会を設置し、継続して取り組むことで接遇を向上します。 別添資料参照
  - 自己点検 ■ 研修 ■ 強化課題のキャンペーン
- (4) 自己評価や利用者満足度調査によって、取り組みを検証し、向上のステップにつなげます。
- (5) 第三者評価の受審に向け、評価項目に沿ってサービスの自己点検を実施し、課題解決に取り組みます。



事業計画書

2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(2) 介護老人保健施設に関する事業計画

**3 施設の稼働向上のための取り組み**

稼働率の目標を18年度は入所96%・通所80%以上、22年度には入所98%・通所90%以上と掲げ、職員が一体となって、稼働向上に取り組みます。

17年度実績（4～9月平均）：入所97% 通所76%

(1) 関係機関との連携を密に行います。

- 居宅のケアマネージャーや医療機関の相談員、介護老人保健施設の支援相談員などと適時に情報交換を図ります。
- 利用者の状態や要望に応じたタイムリーな入所調整を行います。

(2) 一人でも多く利用していただける無駄のないベッドコントロールを行います。

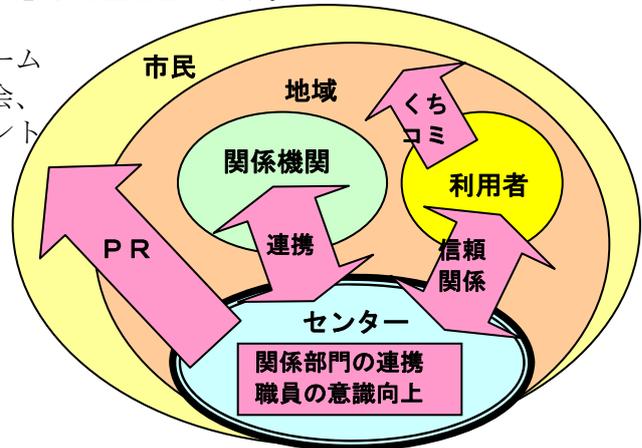
- 関係部門が日常的にきめ細かく連携し、迅速な入所調整を行います。
- 無駄のないベッドの利用について、職員の意識向上を図ります。

(3) 市民への施設PRを推進します。

- 多くの市民に利用していただけるようホームページの更新、リーフレットの配布、見学会、通所リハビリテーションの体験利用、イベントの実施などにより施設のPRを行います。
- 第三者評価を受審し、施設の理念や特色等を市民に周知する機会とします。

(4) 利用者との信頼関係を構築し、結果としての『くちコミ効果』に繋がります。

- ケアサービスや接遇をとおして、「また利用したい」「他の人にも勧めたい」と思っただけけるよう信頼関係を深めます。



**4 在宅生活支援の方法**

家庭復帰・在宅支援に向けた直接サービスと、在宅生活支援者と連携してのサービスで、在宅生活を支援します。

(1) 在宅生活をめざしたサービスを提供します。

■ 家庭復帰・在宅支援を念頭においたケアプランの作成：

来談時より、退所後のイメージを利用者と共有し、共通の目標を持ちます。

- 運動機能の向上による介護予防：運動機器を用いたリハビリテーションを個別評価に基づき行い、身体活動及び社会的・心理的活動の維持向上を図ります。
- 地域への訪問：ニーズに即して利用者の自宅や居宅介護支援事業者・区役所などを訪問し、入所前後の療養指導を行います。
- 短期入所による介護者のリフレッシュ：介護者の休息時間を保障することで、介護負担の軽減を図ります。
- 通所リハビリテーションの充実：リハビリテーションスタッフを中心に、個別性を重視した訓練を、日常生活により近い形で実施します。

別添資料参照

(2) 在宅生活支援者と密接な連携を図ります。

- 日常的な情報交換：利用者の入所・通所状況及び評価を日常的に情報交換します。
- ケアカンファレンスの実施：関係機関が参加したケアカンファレンスを開催します。
- 相談会・研修会の実施：ニーズに基づき、『認知症の診断と治療』『介護予防』などの相談会や研修会などを開催します。

事業計画書

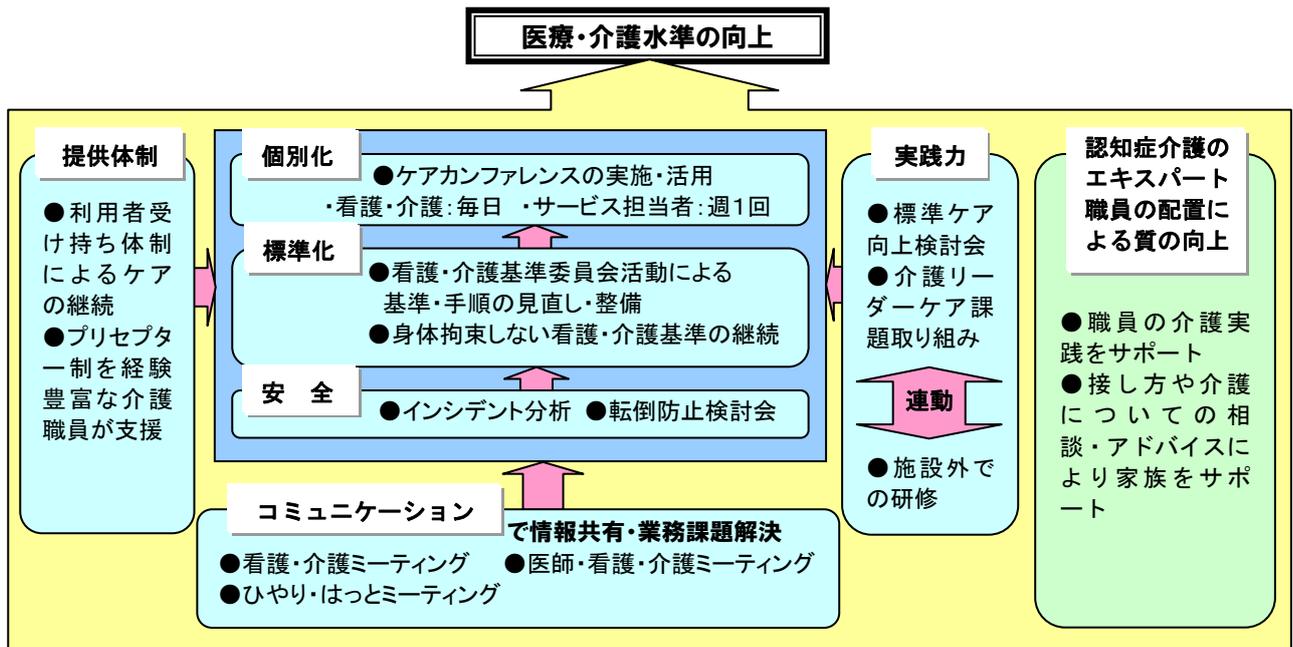
2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(2) 介護老人保健施設に関する事業計画

5 医療・介護水準向上のための取り組み

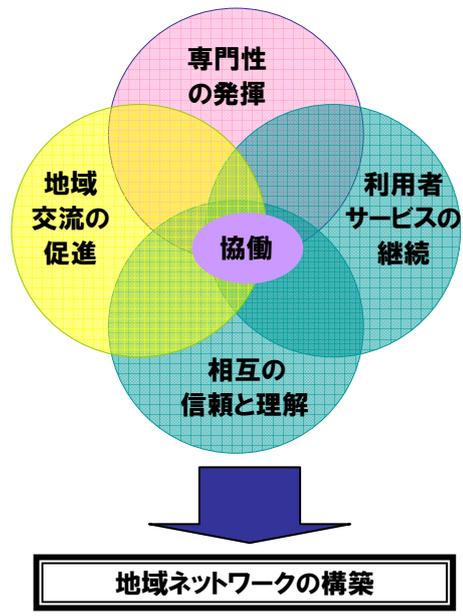
ケアについて「安全、標準化と個別化」「環境の充実」「実践力の向上」に取り組み、医療・介護の向上を図ります。介護においては、リソースとなる人材を育成・活用し、質の向上を支えます。



6 関係機関との連携

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークを構築します。

- (1) 利用者サービスの継続を図ります。
  - 日常的な情報交換
  - 関係機関とのケアカンファレンスの開催
- (2) 利用者地域の人々との交流を促進します。
  - ボランティアによる日常的な利用者の話しや囲碁の相手、食事・入浴・レクリエーションの補助
  - ペット専門学校との連携による動物との交流(犬)
  - 中学生の職業体験
  - 地域の団体や学校による祭囃子・演芸会・音楽会などのイベントでの出し物
- (3) 地域の一員として施設の専門性を発揮します。
  - 介護予防や認知症などセンター機能を活かした相談会や学習会の開催
  - 電話や窓口での療養生活や経済的問題などの相談
- (4) 地域と施設相互の信頼と理解を深めます。
  - 自治会・町内会などの会合への出席
  - 地域への施設開放・施設見学会の開催



事業計画書

2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(3) 精神障害者支援施設に関する事業計画

1 公の施設としての役割を踏まえた取り組み

(1) 横浜市における精神保健福祉の課題と総合保健医療センターの役割

15年度に策定された「横浜市障害者プラン」やそれに伴うアンケート調査などから横浜市における精神保健福祉の課題を次の①～⑤にまとめ、それぞれ、公の施設である当センターの役割を示します。

	課題① 精神障害への社会的 理解が進まない →偏見・誤解の存在 →生活のしづらさ	課題② 社会的入院が 市内に920人 →人権の問題 →生活の場の確保	課題③ 困難な就労 →就労訓練 →企業の理解	課題④ 対象領域の拡大 →人格障害、思春 期など新しい課題 →医療観察法対応	課題⑤ 医療体制の充実 …特に救急医療 →初期及び二次 救急の確保
必要とされる対応	・普及啓発、地域活動 ・あらゆる事業を通じた、 障害理解の取り組み ・当事者、家族へも疾病の 正しい知識	・医療者・援助者の理解 ・生活の場の確保 ・家族の理解・アパート グループホーム等 ・再発・悪化の予防	・当事者、家族、企業が 気軽に相談できる場 ・訓練・就労の場の確保 ・ジョブコーチ派遣	・統合失調症だけではなく、 人格の問題やうつ病、 PTSD等への対応 ・司法と連携して触法障害 者へも適切な援助	・夜間や休日の症状悪化 に受診できる外来 ・必要な場合に速やかに 入院できる医療機関
提供サービス	・こころの健康相談 センター ・区福祉保健センター ・生活支援センター	・生活訓練施設 ・短期入所 ・ヘルパー ・グループホーム ・生活支援センター	・授産施設・地域作業所 ・就労支援センター ・社会適応訓練事業 ・精神科デイケア	・公的機関は相談のみ、 支援は民間団体中心 ・観察法による社会復帰施 設での協力	・県市協調の相談窓口 ・土曜、休日、日中の初期 救急実施 ・二次救急の病床確保
問題点	・長年培われた偏見や誤 解を除くことの難しさ ・当事者以外が障害を実感 しにくい障害特性	・家族の負担が大きい ・アパートなどの確保困難 ・支援施設が少ない ・訪問看護の不足	・疾病による作業能力の 低下、疲れやすさ、人付 き合いの難しさ ・企業の理解が進まない	・社会的変化による対象の 拡がりに伴う支援体制確 立が不十分	・初期救急と二次救急の一 層の連携

総合保健医療センターが担うべき役割

- センター事業を通じた地域、企業への働きかけ
- こころの健康相談センターや市精連などと連携した普及啓発
- 生活訓練施設を活用した退院促進の実施
- 入院患者へのPR
- グループホームから単身生活への支援
- 訪問看護の実施
- 就労支援センターでの相談、授産施設での訓練
- 就労先企業の開拓
- ジョブコーチの派遣
- 企業からの相談窓口
- デイケア・生活訓練の対象拡充図り、新しい課題に積極的に挑戦
- 観察法は、参与員を当財団から出し、国の研修にも職員派遣
- 初期救急事業の着実な実施
- 初期救急の実績を踏まえた今後のあり方についての提言

(2) 精神障害者支援施設の基本的な運営方針：センターの役割を具体化するため、次のように運営します。

ア 「人権」と「地域生活重視」の視点に貫かれた運営

精神障害者は、長く偏見と誤解のなかで生活、就労などの困難を抱えてきました。また、多くの方が長期的社会的入院を余儀なくされています。これを見直すことは、重大な人権問題であるとの認識のもと、当センターでは、「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らし」が最も大切であるとの視点を支援の基本としてきました。今後も一貫してその姿勢を貫きます。

イ 医療・生活・就労の「トライアングル支援」を多様な施設機能の連携で実現する運営

精神障害者には、障害の状態やライフステージに応じた、医療と生活支援、さらに就労支援のバランスよい提供が大切です。当センターは、市内唯一の総合的支援施設として、デイケア、初期救急の「医療」、地域で「生活支援」を行う生活訓練施設やショートステイ、「就労」を支援する授産施設と就労支援センターを運営し

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (3) 精神障害者支援施設に関する事業計画

ており、これら3つの連携を最大限生かしたトータルな支援を提供し続けます。

**ウ 短期間で目標を実現し、利用者の負担を軽減すると共に多くの方に利用していただける運営**

入所施設はもちろん、通所施設でも利用が長期間に及ぶことは、利用者の負担を増し、「施設への慣れ」から起きる弊害も生じます。そこで、利用者の意向を踏まえつつ、**短期間で目標を達成する計画的な支援を実現します**。同時に、一人でも多くの方に施設を活用していただきます。

**エ 他の社会復帰施設への支援を行う「頼りになるセンター」を目指した運営**

唯一の総合的支援施設の責任として、精神保健福祉の人材育成支援や他の施設で個別援助上、対応が難しい場合の相談・支援を行い、地域の支援者から信頼してもらえ「頼りになる」センターを目指します。

**オ 障害者自立支援法の趣旨を踏まえ時代認識を持った運営**

支援法では、①市町村中心、②三障害一体、③施設等サービス体系の改革などが示されています。三障害一体については、精神障害者の福祉サービスが他の障害に比較して一層の充実が求められている現状から、当センターでは、当面は精神障害者支援の力量を高め、成果を他障害の施設に広める役割を担います。

**2 利用者満足度向上のための取り組み****(1)「御用聞き」活動と具体的な改善・常に変化を求める姿勢**

平成16年度に、8か所の地域の医療機関や団体、事業者などを訪問する「御用聞き」活動を行いました。様々な不満や要望など率直な御意見と共に「敷居が高く使い難いと思っていた。他の施設より使い易いとは知らなかった」との声がありPR不足を痛感しました。また「手続きが面倒」との意見には、様々な手続きの簡素化に取り組み、ショートステイでは稼働率の21.7%向上を実現しました。今後も、利用者のもとに足を運び声を伺う活動を通じて、常に利用者満足度の向上を追い求めていきます。

**(2)利用者のニーズにダイレクトに応える**

利用者の“すぐに利用したい”に応え、就労支援センター・デイケア・ショートステイでは、開設時の市の方針である「完全紹介制」を止め、利用者からダイレクトに申し込みを受け、「利用しやすさ」を追求しています。

**(3)利用者の要望・意向への素早い反応**

デイケアでは、利用者が集まらないプログラムを放置せず、利用者アンケートなどを活かして、月毎に常に新しいプログラムを開発し、利用者の希望を大切にプログラム構成にしています。

**3 施設の稼働率向上のための取り組み**

**(1) デイケアは、公の施設の役割を踏まえ、人格障害など他の医療機関のデイケアでは取り組みにくい方に対象を拡大して地域に貢献し、必要によって当センター医師が主治医となります。また、通所が途絶えた利用者には訪問し、状況把握のうえ利用をお勧めします。また、市内の大学と連携し精神障害を持った学生の復学・卒業支援プログラムの実施を実現に向け検討しています。**

**(2) 生活訓練施設は、ショートステイでは、利用者本位の「必要即応」を原則に稼働を高めます。また、ホステル(6か月)では、社会的入院患者の退院促進支援に最も重点をおいて、ショート、ホステル共に常に満室に近い状態を実現します。また、病棟内で入院患者さんに直接PRする事業を始めており、退院促進への働きかけと同時に、当センターの宣伝を行い稼働率の一層の向上を図ります。**

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (3) 精神障害者支援施設に関する事業計画

(3) **通所授産施設**は、ニーズの多様化に応え印刷以外へ授産科目の拡大を図ります。就労支援センターとの連携で、就労適性の評価機能と短期訓練の場の有効性を発揮し、相談から訓練、就労までの一貫したサービス提供の一翼を担い、稼働率を高めていきます。

(4) **就労支援センター**は、長年待望された市内初の施設としての責任を自覚し、地域作業所などとの協働で一人でも多くの就労を実現します。そのため、就労先の開拓に全力で取り組みます。また、今年200人以上を集めた「就労支援セミナー」を開催しましたが、今後も市や各団体と協力して普及啓発に取り組みます。

**目標……すべての施設で稼働率90%以上を達成します。**

**就労支援センターでは、就労者20人以上を達成します。**

## 4 在宅生活支援の方法

## (1) 精神障害者の退院促進に大きな寄与が可能な当センターの「生活訓練メソッド」

当センターの生活訓練施設は、入所期間が6か月(最長1年)と、国基準(2～3年)の約3分の1の期間ですので、国基準どおりの他施設と比較して約2～3倍の利用者が地域生活に移行しています(**費用対効果が2～3倍**)。これは、当センターの基本理念である「人権と地域生活重視」に立脚して、生活訓練施設は入所施設ではなく通過・支援施設であるとの考え方に徹した結果です。また、制度活用、アパート探し、生活ノウハウの伝達などの「技術」をセンター開設以来13年間で蓄積、発展させてきました。この結果、毎年30人ほどが退所され、そのうち10数人の方が地域での単身生活に移行されています。

この蓄積を駆使して、社会的な重要課題である精神障害者の退院促進に積極的に寄与していきます。

## (2) 他の事業所では対応できない方に訪問看護を実施

退院後や症状が不安定で入院を繰り返す方には、現在の精神障害者ヘルパー派遣だけでは不十分です。現場のヘルパーからも「ヘルパーだけでは限界、医療の応援が必要」との声が出ています。当センターでは自主事業として訪問看護ステーションを設置運営し、主に一般の訪問看護では対応できない精神障害者を中心に派遣します。この派遣は当センターの精神障害者施設や診療所のバックアップを受けるとともに、当財団運営の生活支援センターも拠点とし地域性を重視して実施します。

## (3) 企業内実習で培った実績を就労支援センターに活用

10月に開設された就労支援センターは、平成5年開始の市内初の精神障害者ジョブコーチ「援助付き企業内実習事業」の経験を活かしています。この事業で最近5年間に39人の就労(ほとんどアルバイト)を達成しました。今回、対象を当センター授産施設利用者以外にも拡大し、就労を希望する精神障害者に支援の機会を広げるとともに、これまでは個別的行ってきた企業開拓を経済団体等呼びかけて組織的に行います。

## (4) 大切な医療との連携

医療と不可分な障害である精神障害者を支援するためには、医療との連携、医師の関与が不可欠です。そのため、これまでの地域の主治医との連携のほか、今後は、当センターの精神科医が診療所で専門的な外来診療を行うことによって、医療サービスの向上を目指します。

## 5 医療・介護水準向上のための取り組み

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (3) 精神障害者支援施設に関する事業計画

**(1)高水準の知識・経験を有する最高のスタッフ配置・資質向上の取り組み**

現在、当財団の精神保健福祉専門スタッフは、診療部兼務の医師を含め計33人です。(生活支援センターを含む)職員の資格取得状況は、

**精神保健指定医3人、精神保健福祉士14人(うち2人は社会福祉士)、社会福祉士1人、作業療法士2人、看護師3人・保健師1人、臨床心理士2人、運動指導員1人** となっています。

これは、財団内の法定施設の配置基準(精神保健福祉士3人、看護師1人、作業療法士2人)を大幅に上回っています。また、職務経験でも、大学(院)を修了し精神保健福祉分野で専門職としての勤務経験を持っている者は **15年以上 8人 10年以上 6人 5年以上 7人**となっています。

このような人材を有する精神障害者施設は市内に存在しません。豊かな経験に裏打ちされた人材を適材適所で配置するとともに、研修会や学会への参加で資質を向上させます。

また、一層の資質向上のために、職務のレベルを客観化し、職員の目標設定や研修計画立案の目安となる、経験に応じて必要な職務の達成水準を具体的に示した「職務の標準達成水準」を17年度中に作成します。

**(2)「施設機能全体の視点」を活かした、他の施設では得られない質の高いサービス提供の実現**

例えば、就労相談に来られた方が、必ずしも就労支援だけを必要としているわけではありません。まず、デイケアでしっかりと「障害とのつきあい方」を知る必要がある場合もあります。当センターでは、この場合、「施設機能全体の視点」で利用者への様々な提案を行う能力と実績があります。また、自己完結の弊害を防ぐため、当センターで提供できない又は他で提供した方がよいサービスは、地域との連携で適切に紹介します。

この「施設機能全体の視点」を、より一層充実するため、18年度から、センターの全障害者施設の職員が参加する「総合検討会」を開催して、各施設の利用者が受けているサービスが、最善のサービスなのか検討します。また、利用者も参加して一緒にサービスを組み立てる場としていきます。

**(3)精神保健福祉の機能充実とセンターのスペースの有効活用**

精神保健福祉サービスの拠点機能の充実とスペースの有効活用を目指し、区民も待望している「港北区生活支援センター」や「横浜市こころの健康相談センター」を当センターに設置できるように市に働きかけます。

**6 関係機関との連携**

**(1)** 地域の支援者との連携では、地域作業所・グループホームとは個別の利用者を通じた個別的な連携だけでなく、協働で支援の仕組みづくりを行います。現在は、市精連とリハビリテーション講座を共催、グループホームとは利用者の退所支援などで連携し、就労支援では、約40か所の企業に実習等で協力いただいています。また、「お互い気軽に何でも話せる関係」を築くために、市精連や家族会連合会等の皆さんのために交流スペースづくりを検討するなど、連携の輪を拡大していきます。

**(2)** 医療機関との連携では、日常的な連携のほか、本年11月から「病院巡業」を、まず県立病院で開始します。閉鎖的になりがちな精神科病院の病棟に、当センターの職員が自作のビデオや紙芝居を持ち込み、直接入院患者や医療従事者に退院と地域生活のノウハウを話すものです。今後は民間病院へも広がります。

**(3)** 行政機関との連携は、当センターの経験の蓄積を活かし、区との連携に加えて「横浜市こころの健康相談センター」との積極的連携を進めることで、自らも率先して市の新たな政策づくりに参画し、事業に協力します。

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (4) 安全管理に関する考え方

医療事故等の防止、医療・介護の安全性の確保など、センターの安全管理に対する取組みや考え方を記載してください。

**1 安全管理の方針・組織責任体制**

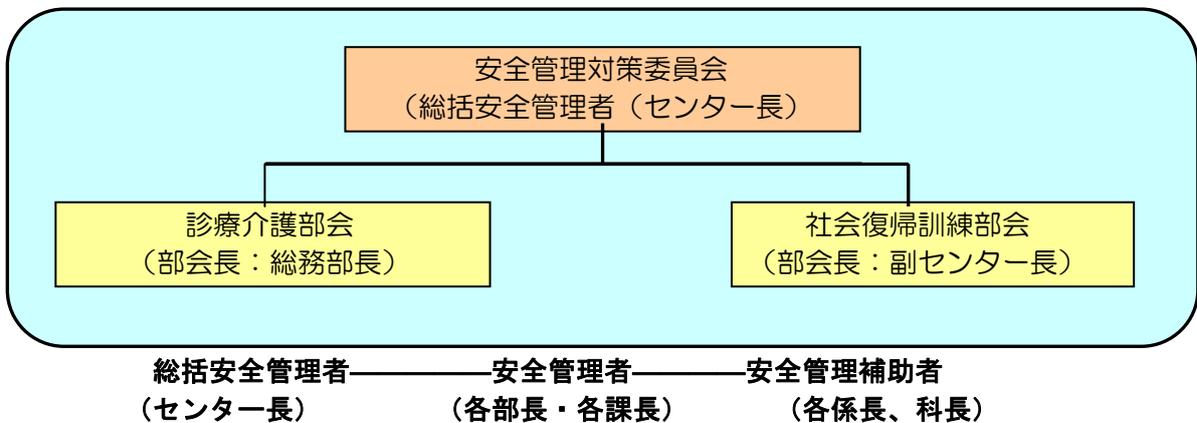
私たちは診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設を運営するに当たり、利用者が安全かつ安心して利用していただけるよう、医療を始めとした安全性を確保することが最も重要であると考えています。そのためには、センター長を中心とした「安全管理委員会」を設置し、インシデントレポートの作成を始めとした職場内研修を実施するとともに、マニュアルを整備するなど安全管理体制の確立に努めます。

**(1) 方針**

- ① 把握：事故の発生要因を見据えるために、インシデントレポート制を整備します。
- ② 評価：提出されたレポートを項目ごとに集計し量的分析を行うとともに、発生の原因、特性等の内容分析を行います。
- ③ 対応：情報の共有化を図り、更に再発防止対策を策定します。

**(2) 組織責任体制**（詳細は資料安全管理マニュアル7頁参照）

事故防止活動を推進するため、総合保健医療センター長を委員長とする「安全管理委員会」を設置します。また各部門に安全管理部会を設置するとともに、統括安全管理者及び安全管理者、安全管理補助者をそれぞれ設置することにより、責任体制を明確化します。

**2 インシデントレポートの有効活用****(1) 活用内容**

- 職員に安全に対する意識を高揚させることで、注意を喚起します。
- 他者のインシデントや事故をセンター内で共有することにより、同様の事故を未然に防止します。
- インシデント事例を分析することにより、効果的な対策を構築します。
- クレームに至っていない事故を早い段階で認識することで、積極的な対応を図ります。

**(2) 職員の質の向上**

インシデント事例の研究等を通じて、職員の安全に対する問題意識の向上を図ることにより、患者・利用者の把握やアセスメント力のアップ、利用者一人ひとりにあったケアプランの作成など総合力を養い、事故の防止を図ります。

**(3) 運用体制**

安全管理委員会は原則毎月開催し、提出されたレポートを分析後、安全管理マニュアルを更新（追録）します。

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

**(4) 具体的な改善例**

- 安全管理マニュアルの随時更新の実施
- 転倒や骨折予防のための床材の変更  
老健施設の入所者に対する転倒防止の観点から、病床の床材の一部を転倒時の衝撃を軽減できるACフロアに変更（17年度実施済み）

**3 緊急時対策について****(1) 緊急時（事故発生時）の対応について（詳細は安全管理マニュアル13頁参照）**

- 基本的な考え方：利用者・家族、社会に対して誠実に対応すること。
- 事故の定義：過失の有無に関わらず、入所者又は利用者等に何らかの被害を及ぼすことをいう。
- 当事者が行うべきこと
  - ①被害を受けた入所者又は利用者の安全確保（医療上の最善の処置）の実施
  - ②事故発生時の報告体制に従い、まず、上司に報告し、併せて必要な指示を仰ぐ
  - ③必要な応援の要請の実施
- 上司と相談の上、速やかに行うべきこと
  - ①診療・介護等に関する記録の作成（時系列的に事実を記載）
  - ②事故報告書の提出
- 所属長が行うべきこと
  - ①センター長（事務代行：総務部長又は総務課長）に速やかに報告する。
  - ②家族等への連絡：事実のみを簡潔に説明し、必要があれば、来所を依頼する。
  - ③必要な応援の要請
  - ④センター長と調整した上で、説明担当者を決定する。
  - ⑤家族等への説明：被害を被った入所者又は利用者、家族への説明に当たっては、不満や疑問に誠意を持って対応する。
  - ⑥原因解明への努力：現場保存を指示するとともに、行った処置や経過を正確に記録する。
  - ⑦横浜市への報告：速やかに横浜市に報告した上で、今後の対応について協議する。
  - ⑧当事者に対する配慮：記者発表等に当たっては、被害を受けた方や家族のプライバシーには出来る限り配慮した上で行う。

**(2) 災害発生時の対応について（詳細は第11号様式参照）**

財団の保有する消防計画及び地震防災応急計画に基づき対応します。

**(3) 患者の緊急時の受け入れ先の確保**

横浜労災病院、三菱重工大倉山病院、菊名記念病院と協定書を取り交わし、協力医療機関として確保することにより、地域医療機関と連携した対応を図ります。

**4 安全管理研修の内容・方法****(1) 安全管理マニュアルの整備及び職場研修の実施**

財団の保有する安全管理マニュアルの中で、医師や看護師など職種別や部門別に誤りを犯しやすい事故発生要因やその防止対策を列举することにより事故防止に努めています。また、職員研修等を通じて、職員へのマニュアルの周知を図るとともに、インシデントレポート等を通じて随時マニュアルを更新します。また、職場内研修の実施や外部講師を招いた安全管理研修を実施することにより、安全対策の徹底を図ります。

- 外部講師による研修（年1回）（16年度のテーマ 福祉施設の安全管理について）
- センター長による研修（年1回）（16年度のテーマ 今年度の安全管理を省みて）
- 職場内研修の実施（年2回以上）

**5 施設内における感染症対策****(1) 感染症対策委員会の設置**

内科医師を中心とした感染対策委員会を設置し、定期的を開催することによってセンター内における感染症の予防・拡大防止に努めます。

**(2) 感染防止マニュアルの整備**

感染防止マニュアルを整備し、感染対策に取り組みます。

**(3) 具体的な取組****■ 利用者間における感染防止対策**

- ① 外来患者に対する取組：主に呼吸器疾患の患者（特にインフルエンザを疑う場合）にはマスクの着用をお願いし、専用の診察室で診療を行います。
- ② 利用者に対する取組：空気感染、インフルエンザ等の飛沫感染、ノロウイルス等の接触感染の症状を呈している場合には、個室隔離を原則とし、他の利用者への感染を防止します。また、検査室での検査は原則として、最後の枠で検査を実施するなど感染防止に努めます。

**■ 利用者から職員に対する感染防止対策**

- ① 全職員の手洗いを徹底し、一処置完結後の手洗いを励行します。
- ② 空気感染、インフルエンザ等の飛沫感染、ノロウイルス等の接触感染の症状を呈している場合には、職員のマスクを義務づけます。
- ③ 職員の健康診断を徹底し、結核などの早期発見に努めます。
- ④ B型肝炎、C型肝炎、H I Vの針刺し事故に対して、感染防止マニュアルに基づき、対策を徹底します。

**■ 職員から利用者に対する感染防止対策**

- ① 入院中の患者又は入院目的で来院する患者で喀痰からMR S Aが出ている場合には、個室隔離又は専用の診察室にて診察を行い、職員はマスク、手袋等の着用を義務づけます。
- ② 職員がインフルエンザ又はノロウイルスなどの感染症に罹患した場合には適切な治療を受け、一定の期間業務に就かないことを徹底します。
- ③ B型肝炎・インフルエンザについては、職員への予防接種を行います。

**■ 感染症が発生した場合の対応**

- ① インフルエンザ・ノロウイルスなどによる感染症がセンター内で発生した場合には、センター長を中心とした拡大感染対策委員会を設置し、感染防止マニュアルに沿って対応します。

別添資料参照

## 事業計画書

### 2 事業計画

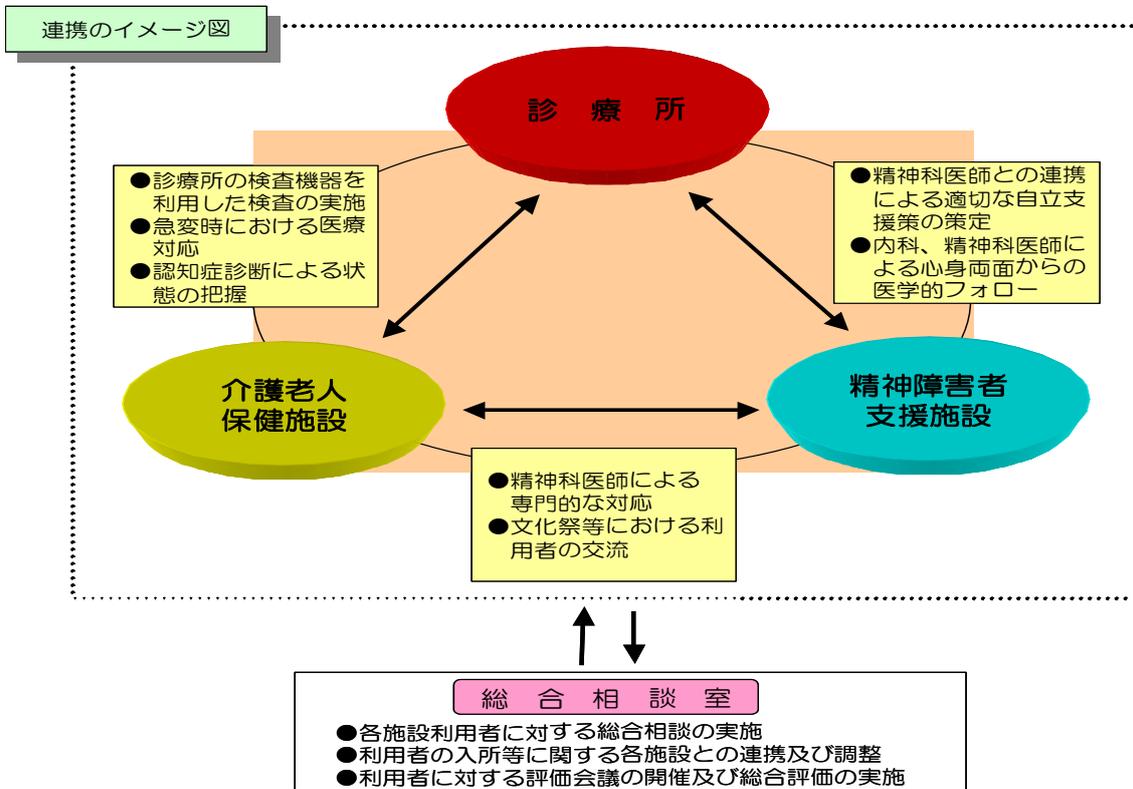
団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### (5) 各施設の連携についての考え方

複合施設であるセンターの機能を効果的に発揮するため、診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設等の相互の連携についての考え方、具体的な連携の方法などを記載してください。

私たちは診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設を一体的に運営することにより、利用者ニーズを幅広く捉え、要援護者の在宅生活を支援することができると考えています。3つの施設が単に建物を共有するのではなく、総合相談室を核として、診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設が有機的な連携を図り、より専門的・総合的な支援を行います。

- (1) **総合相談室**では、保健師や社会福祉職、管理栄養士等を配置することにより、保健や医療、福祉に対する様々な相談に応じ、安心してサービスをご利用いただけるよう適切なアドバイスを行います。また、各部門と連携し、利用調整を行うなど施設の中心的な役割を担うことにより、利用者の立場に立ったサービス提供を行います。
- (2) **診療所**では、介護老人保健施設や精神障害者支援施設と密接な連携を図ることにより、利用者の治療方針や自立に向けた支援策の策定において、専門家の立場から適切なアドバイスを行うとともに、緊急時の医療対応が必要な方に対して適切に対応できます。
- (3) **介護老人保健施設**では、診療所との密接な連携を図ることにより、他の介護老人保健施設では受入が困難な難病患者や医療対応が必要な利用希望者を受け入れます。
- (4) **精神障害者支援施設**では、精神障害者の自立に向けた支援策の策定に診療所の精神科医師が参加することにより、利用者にとってより適切なサービス提供を行います。
- (5) **3施設**の職員が相互交流することにより、幅広い知識と技術をもち、より利用者の立場に立った適切なサービス提供を行います。



## 事業計画書

### 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### 1 診療所、介護老人保健施設、精神障害者支援施設の連携及び効果

- (1) 介護老人保健施設や精神障害者支援施設の利用者に対する入所判定会議や評価会議等に診療所の内科医師や精神科医師が参加することにより、**身体面だけではなく、精神面を含めた総合的な評価と、それに基づいた支援を継続的に行うことができます。**
- (2) MRSA 対策やノロウィルス・インフルエンザ等の発症予防・発症時の対応において、診療所長をトップに介護老人保健施設及び精神障害者支援施設の関係者を交えた感染対策委員会を設置し、**財団の感染防止マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応ができます。**
- (3) 利用者**の家族に対して**、診療所での健康管理や介護老人保健施設での在宅介護指導等、**包括的な支援**ができます。(例：内科、皮膚科・歯科・整形外科的な外来受診が可能)
- (4) 施設運営を通じた症例の蓄積、ケアプランの策定・実施等により、**様々な障害者の専門性に実践を備えたケースマネジメント**を通じて、利用者サービスの向上が図れます。
- (5) 3施設の職員が相互交流することにより、**幅広い障害に関する知識と技術をもつ人材を育成**することができます。
- (6) 精神障害者ホームヘルパー派遣事業について、診療所の精神科医師、介護老人保健施設や診療所の看護師、精神障害者支援施設の職員が連携して対応することにより、**より利用者ニーズに即した適切な対応**を図ることができます。
- (7) 行政を始め、市内の医療や精神障害等の各種団体の代表者が財団の理事や評議員になっているため、**各団体からの意見や情報を収集することにより、事業の見直しや新しい事業計画の策定など、より市民ニーズに即した適切な財団運営**ができます。

#### 2 診療所と精神障害者支援施設との連携及び効果

- (1) 精神障害者の生活訓練施設の入所者に対して、入所中の急な発熱等の体調不良の場合、**内科医師の迅速な治療**を受けることができます。
- (2) 診療所の精神科医師が精神障害者のケアカンファレンスに参加し、より適切な助言を行うことにより、**精神障害者が安心して地域で自立した生活を送ることができるよう**に支援します。

#### 3 診療所と介護老人保健施設との連携及び効果

- (1) 介護老人保健施設の入所者の状態が悪化した場合、**迅速に血液検査・MRI等の検査を実施し、治療方針を立てることが**できます。
- (2) 認知症のある入所者に対して、**精神科医師が関わることにより、薬の調整や対応困難なケースに対するアドバイス**を受けることが可能になり、より適切な介護が提供できます。
- (3) 診療所の医療機能や専門職の活用により、**難病患者や経管栄養・インスリン注射等の医療管理が必要な方の入所を受け入れることが**できます。
- (4) 介護老人保健施設の利用者の運動機器を用いたリハビリテーションにおいて、医師が診察結果に基づいたアドバイスをリハビリの実施計画に反映させることにより、より**安全で効果的なリハビリテーション指導**を実施することができます。
- (5) 看護の夜勤体制の支援として、診療所と介護老人保健施設の**看護職が利用者の状況に応じて相互に夜間勤務の応援**を行うことができます。(急変時の対応等)

## 事業計画書

## 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (6) その他の事業計画

要援護者に対する相談、情報提供等の実施、講習会等の開催、研修生・実習生の受け入れなど、要援護者支援の一環として行う事業の計画及び自主事業の計画等を記載してください。

**1 要援護者に対する相談・情報提供**

精神障害者、要援護高齢者、その家族等を対象に、受診や治療、介護等の生活全般にわたる相談に対応し、保健・医療・福祉に関する施設情報や各種サービス情報を提供することにより、在宅生活を支援するため総合相談窓口として「総合相談室」を位置づけます。総合相談室は、「地域」との総合窓口を担うとともに、センター内の各部門との連携を図りながら、利用者に対して一貫したサービスを提供するためセンター内の総合的な調整を行います。また、保健師や社会福祉士が電話や面接で直接相談等の対応を実施します。さらに、利用者の退所後についても、相談・情報提供などのフォローを行います。

**2 実践専門研修、講演会等の開催**

センターの専門職を活用し、地域作業所などの地域関連機関の職員等に対して、精神障害者社会復帰援助技術の研修を行います。

「精神科リハビリテーション講座」の実施（16年度実績、3回開催223人参加）

健康への関心を深め、生活習慣病の予防や認知症に対する理解を図るとともに、必要に応じて専門医療に結びつけることを目的に講演会や講習会を開催します。

「健康づくり講座」やフィットネスルームでの「健康相談会」「栄養相談会」などを実施し、市民に対して健康、医療の情報を提供してまいります。

また、今年度のセンター文化祭での特別講演会は「認知症を知る」のテーマで開催します。

**3 研修生・実習生の受け入れ**

専門職種の人材育成に貢献するため、大学・専門学校の学生、介護老人保健施設・グループホーム等の看護・介護職員など実習生及び研修生を受け入れます。

平成16年度には16件、332人の研修生及び実習生を受け入れております。

また平成17年度には、医師の臨床研修における地域医療研修施設として、臨床研修医の受け入れを開始しました。

なお、全国老人保健施設協会実施研修施設として、当センター介護老人保健施設「しらすぎ苑」が、全国から看護、介護職員の実習を受け入れております。

**4 見学者の受け入れ**

センターの事業に対する理解を得るために、小・中学校、職業訓練校等教育機関や保健・医療・福祉関係機関、一般市民・団体の見学を受け入れます。

平成16年度には17件、416人の見学者を受け入れ、精神障害者の社会復帰のための支援事業及び高齢者の介護・リハビリテーション等の在宅支援事業の理解を得ることにつながりました。

また、今年度に入りましても地元の小・中学校の見学を始め、海外からの見学も受け入れております。

**5 ケアマネージャー研修会**

センター近隣の地域ケアマネージャーを対象に研修会を実施します。研修のテーマはケアマネージャーへのアンケートなどにより決定し、ケアマネージャーへの情報提供、知識及びセンターの利用促進につなげます。

今年度開催のテーマ ・「認知症診断と治療・予防」「福祉用具の選び方・使い方」  
「在宅でできる自立を目指した体操」

## 事業計画書

### 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### 6 その他の自主事業

自主事業については、スペースの有効活用を考え、今後ともセンターが保有するノウハウを活かせる自主事業を、積極的に展開してまいります。

##### シニアフィットネス事業

運動を通じて生活習慣病を中心とした疾病予防に着目し、一人ひとりの健康状態・機能レベルに応じて、診療所（内科外来）と連携を図りながら、生活習慣病予防と介護予防を一体的に推進していきます。

##### (1) フィットネスルームにおける運動指導

フィットネスルームでは、肥満や生活習慣病を有する方や高齢者を対象に、運動の「きっかけ」と「場所」の提供をするとともに、運動の「仲間づくり」を推進し、運動習慣が定着するよう支援します。日常生活の適度な運動は、生活習慣病の予防にあたって重要な課題であり、こうした運動習慣の定着は、高齢者にとっても、できる限り元気に過ごすという「介護予防」にもつながります。

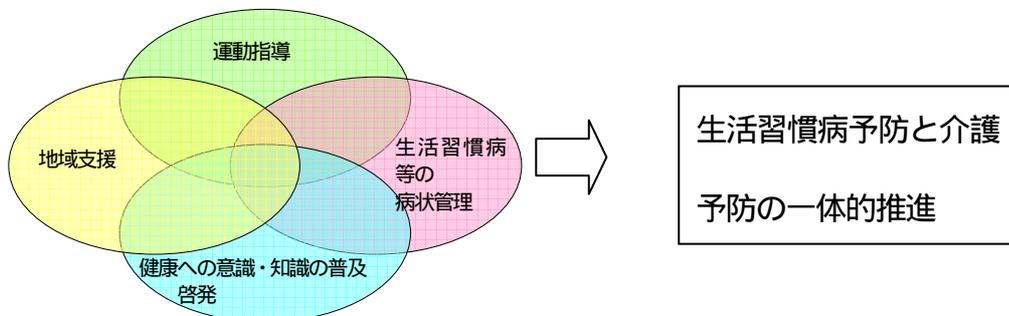
さらに、センター内科外来（生活習慣病外来）とも連携し、安心かつ安全に利用できるよう、健康状態・機能レベルに応じた指導を行います。平成17年4～10月末実績：4,100人（1日あたり30人）

##### (2) 健康への意識・知識の普及啓発

市民の健康への関心を高め、生活習慣病等の予防を図るとともに、必要に応じて専門医療に結びつけることを目的とし、「講演会」や「相談会」を開催し、健康づくりに対する意識・知識の普及啓発を行います。

##### (3) 専門機能を活かした地域支援

区役所や地域ケアプラザ等で実施している「転倒骨折予防教室」や各種講演・講座等の介護予防事業に、運動指導員や医師を派遣し、地域に専門機能を提供することで、市民の健康と安全・安心の支援をします。



## 事業計画書

### 2 事業計画

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### 6 その他の自主事業

##### 精神障害者ヘルパー養成研修事業

精神障害者へのホームヘルパー派遣事業の実施に伴い、精神障害者の居宅生活を支援するホームヘルパーの養成研修を実施します。

精神障害をお持ちの方が、住み慣れた地域で暮らしやすく、より良い生活を送れるように手助けするのが、精神障害者ヘルパーの仕事です。平成12年の精神障害者ホームヘルプ制度のスタートから3年がたち、資格についてもようやく認知され始めてきました。

平成16年の横浜市障害者プランの「基本方針」では、「他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められている」と示されているとおり、他障害のサービスを踏まえた充実が必要となっており、精神障害者ヘルパーの養成研修もその一翼を担っていくことを目指します。

当センターには精神科医師を始め、多くの経験を積んだ精神保健福祉関連の資格を有する職員が在職しております。また、実習先としての「授産施設」を有しており、ソフト、ハード両面から研修の体制を確保でき、より質の高いヘルパー養成を目指します。

実施にあたっては、横浜市衛生局精神保健福祉課とも協議のうえ、平成18年度当初からの実施を目指し、精神障害者ホームヘルパー養成研修の指定を受ける予定です。

##### 訪問看護ステーション事業

センター機能を最大限に活用し、在宅医療の支援を強化するため、精神障害者を中心とした訪問看護ステーションを設置します。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の支援の強化についても、制度改正の動向を見ながら検討します。

#### (1) 精神障害者の支援

退院後や症状が不安定で入退院を繰り返す方には、病状の管理や服薬指導等の医療的な支援が必要であり、現在の精神障害者ヘルパー派遣だけでは不十分です。現場のヘルパーからも「ヘルパーだけでは限界、医療の応援が必要」との声が多く出ています。当センターでは、訪問看護ステーションを設置し、主に一般の訪問看護やヘルパーでは対応できない精神障害者を中心に派遣します。この派遣は当センターの精神障害者施設や診療所、当財団運営の生活支援センターとも連携・協働して実施します。平成18年度中の開設に向けて準備をしていきます。

また、訪問看護と連携したホームヘルパーの派遣についても検討します。

設置計画（平成18年度）

- ・ 設置場所：診療所病棟内
- ・ 設置規模：対象者数：50人（対象者1人あたりの訪問回数：1回/週）

#### (2) 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の支援の強化

現在、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等への支援は、当センター診療所において入所サービスを提供しています。今後は、在宅生活の支援の強化を図るため、本人の療養生活の支援と家族の介護負担を軽減するレスパイトサービスとして、『訪問看護ステーションを多機能化した通所サービス』の提供を検討します。

想定される利用者像

- ・ 難病等を原因とする在宅の中重度者
- ・ がん末期の在宅の要介護者 など

事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(1) 市民サービス、業務水準の向上について  
 利用者の要望、苦情への対応、情報の開示、施設のPR、モニタリング等についての具体的計画及びその他の提案を記載してください

1 利用者の要望

当センターでは顧客満足度の高いサービスを提供するため、利用者に対して笑顔と挨拶、そして日常的な声かけを実施するなど、良好な接遇態度と利用者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築くとともに、利用者の視点に立ち、利用者の声に耳を傾け、センターを取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、利用者のニーズの把握に努めます。

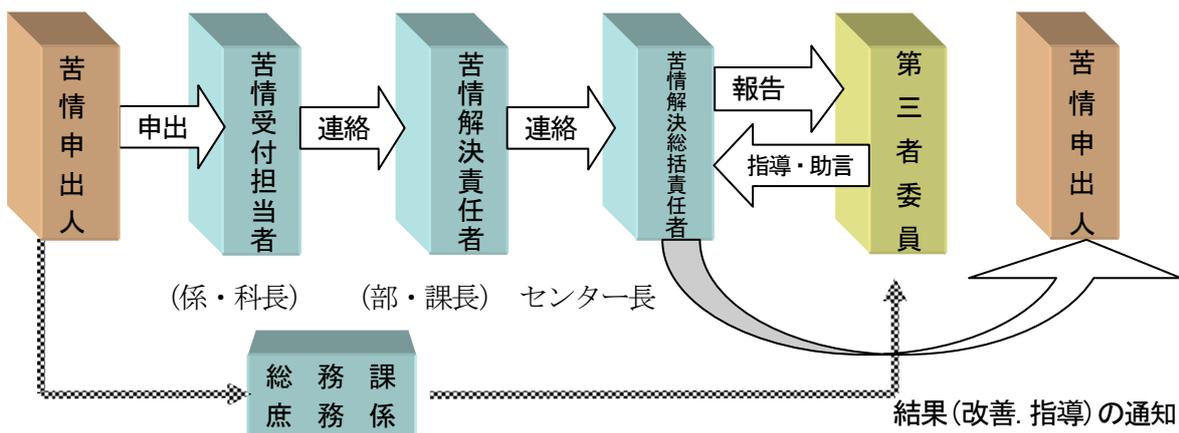
- (1) 地域精神部門では年4～5回開催している、家族教室、家族会での話し合いの場を設けて、ご希望に応じた情報の提供を実施しています。また、定期的に個別の相談も実施しています。
- (2) 介護老人保健施設では介護教室や、行事、面会時の面談などで、利用者、家族のニーズを把握しています。また施設のケアマネジャーや支援相談員が相談、保健情報の交換を行っています。
- (3) 診療所部門では、外来に於いては基本的に利用者をお待たせしない予約制を採用し、また、担当医師がインフォームド・コンセントを得られるように、常に利用者の立場に立った対応をしております。

2 苦情対応

(1) 利用者・家族の苦情については、「財団法人横浜市総合保健医療財団苦情解決規程」をもって、利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護することにより、センター等が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保いたします。

また、いただいた苦情はセンター内全てのスタッフが情報を共有し、自己点検を行うデータとします。

- (2) 施設内の掲示等により、利用者、家族、患者に対して、苦情解決総括責任者、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名並びに苦情解決の仕組みについて周知します。
- (3) 苦情は次のような仕組みで対応します。



(4) 当財団の苦情解決「第三者委員」は、弁護士、法務省人権擁護委員会の方に委嘱をしており、規程に基づき定期的実施される報告会の中で指導、助言をいただき、今後の利用者へのより良いサービスにつなげております。

別添資料参照

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## 3 情報開示

## 〈情報開示の考え方〉

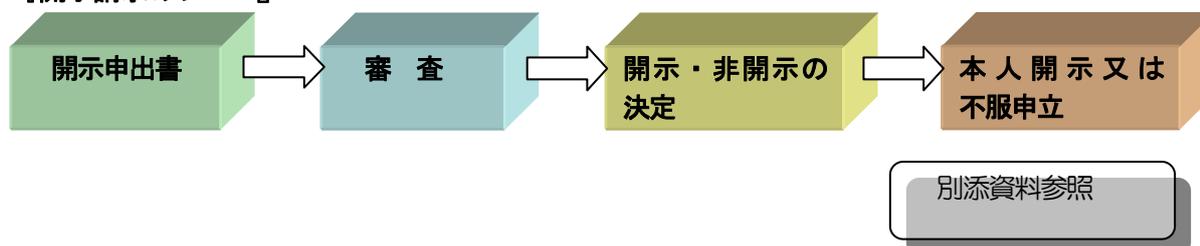
「財団法人横浜市総合保健医療財団の保有する情報の公開に関する規程」並びに「財団法人横浜市総合保健医療財団の保有する情報の公開に関する要綱」に則り、対応します。

- (1) 財団は、財団の保有する情報を積極的に公開するよう努めます。
- (2) 財団は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をします。

## 〈カルテ開示について〉

カルテ開示を希望する患者に対しては、インフォームド・コンセントを得られるように、また、納得していただけるように十分説明を行います。

## 『開示請求のフロー』



## 4 施設のPR

「横浜市総合保健医療センター」の名称が、事業の実体を直接的には表していないため、市民の皆様には事業内容、利用方法が分かり難いのご指摘をいただく時があります。センターとしては、あらゆる機会、媒体を通じてセンター事業の理解とPRを行っています。

## (1) 市民講座の実施

センターの専門職を活用した公開市民講座を年間10回程度開催します。講座の内容は、生活習慣病や認知症の予防、病気への理解、診断、治療に関する内容を主とし、また、講座終了後のアンケートにより講座の企画を募ります。なお、講座終了後に希望者にはセンターのPRを兼ねた施設見学会を実施しています。

## (2) 見学者及び教育関係機関からの受け入れ

センターの精神障害者支援事業、高齢者介護事業に対する理解を得るため、平成16年度は17件、416人の見学者を受け入れました。地域の町内会から、区の民生委員・児童委員さらには海外からの視察も受け入れています。

また、地元の中学校からは、毎年「仕事体験」として数名の学生を受け入れ、介護老人保健施設での介護・看護の「実習」を行っています。(17年度は1週間)

さらに、地元の専門学校(ペットコミュニティ学院)からは、「動物(犬)を介在した福祉」の実習を受け入れ、老健利用者の方々から好評を得るとともに、福祉に携わる教育との連携を行っています。(ドッグ・セラピー 月2回実施)

## (3) 「ふるさと港北ふれあい祭り」への出店

地元の皆さんと連携のもと、「ふるさと港北ふれあい祭り」に出店し、健康相談、体力テストなど地域の高齢者に、たくさんのご利用をいただきました。

また、センターの精神障害者授産施設にて作成した作品(レターセット・カレンダー等)を販売し、精神障害者の支援事業の理解につなげました。

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## 4 施設のPR

## (4) 民間企業との連携

当センター利用者だけではなく、「在宅支援」全体に対する取組みとして、現在民間企業と協働し、新たな事業展開に向けて試行しているところです。

■認知症の予防につながるような能力開発ゲーム試作品のモニター。

■各メーカーの福祉介護用品の展示及びメーカーの説明会。

## (5) 広報誌の発行

センター利用者は障害者、高齢者が多く、紙媒体での広報が必要であるため、センターの行事等を載せた情報誌「ホット・ほっと」を年間2回以上発行します。

## (6) センター文化祭(11月19日開催)の開催

利用者、家族、そして地域の住民の方々に誰でも気軽に参加していただけます。コンサートや特別講演会、バザーなど実施し、地域の方々に施設を広報します。

なお、今年度の特別講演会のテーマは「認知症を知る」を開催します。

## (7) ポスター、リーフレット等の作成配布

センター各部門の案内を載せたチラシ、ポスター、リーフレットを作成し、地元老人クラブや町内会の会合での配布、横浜市PRボックスへの配置、薬剤師会を通じて調剤薬局でのチラシ配布など、積極的にPRを実施しています。

## (8) ホームページでの情報発信

センターホームページにおいては、コンテンツ内容を充実させ、広くセンターの事業や利用に関する手続きなど、わかりやすい言葉で各種情報を発信していきます。(17年度中にリニューアル予定です)

## (9) 講演会や実習への講師派遣

センターには長年の実績を持った多くの専門職がおります。各区役所等からの依頼に基づき、講演や実習の講師として派遣を実施し、併せてセンターの知名度を高めます。

## (10) 精神障害者に対する家族会、地域作業所等との連携

横浜市内では唯一、精神障害者に対して「医療」「生活支援」「就労支援」のサービスを一体的に提供している、横浜市総合保健医療センターの事業の理解を深めるため、各区役所との連携はもちろんのこと、家族会連合会や、病院、生活支援センター、地域作業所等とも連携し、引き続きPRを実施してまいります。

## 5 施設のスペースを有効活用した市民サービス

センター内のスペースを有効活用するため、1階のパティオ(中庭)横のホールに、休憩、食事用のテーブルセットを配置し、利用者家族の面会時等のやすらぎの場としました。

また、精神障害者用の喫煙スペースを他に移動することにより、高齢者や障害者の介護に必要な「介護用品」等の定期展示など実施してまいります。

今後も利用者と家族、相談にいらした市民の方が利用しやすい施設を目指して、スペースの有効活用を考えてまいります。

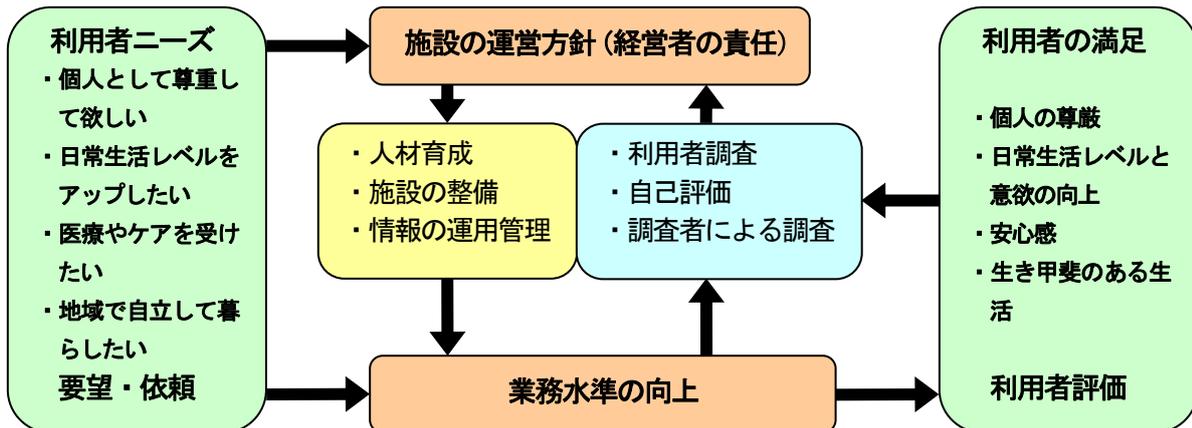
事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

5 モニタリングについて

モニタリングとは、基本的には日常業務でのサービスの点検であり、日々の継続的な業務と考えます。また、日常業務以外にも利用者ニーズや満足の声を把握するため、訪問活動やアンケートの実施などあらゆる機会を活用して、顧客満足度の向上につなげます。



〈日常業務の点検によるモニタリング〉

利用者からの声を十分に聴くとともに、観察や記録等を通して業務の点検を行い、日々の業務改善につなげます。

〈計画的なモニタリング〉

(1) アンケートの実施

- **アンケートボックスの活用**：センター内 2 箇所に、施設利用者の満足度や意見、要望項目を設けたアンケート用紙を設置し、いつでも投稿することができるようにします。
- **イベントや各種事業でのアンケートの実施**：講演会や講座等のイベントや各種事業において、利用者アンケートを実施します。
- **利用者満足度調査の実施**：客観的なニーズを把握するために、定期的な利用者満足度調査を行います。なお、利用者満足度は 5 段階評価で 4.0 以上を目指します。

(2) 訪問活動や家族会を活用したモニタリングの実施

- **訪問活動の活用**：地域の医療機関や団体、ヘルパー事業者等を訪問し、センターの利用の感想、不満、要望など様々な注文を伺います。
- **家族会の活用**：家族会における病気に対する理解や社会復帰に向けての支援・相談の中で、センターへのニーズを把握します。

(3) 「福祉サービス第三者評価制度」の利用

客観的・専門的な立場から事業者でもなく、利用者でもない、第三者性を有する「評価機関」の評価を受けることにより、自己評価では気づかなかった、改善すべき点や優れた点に気づき、利用者への更なる質の高いサービスを提供します。

※ 今までのモニタリングの成果

- 地域精神部門の訪問活動の結果、「ショートステイをもっと利用しやすく」「デイケアはもっと特色を出して」などのご意見をいただき、ショートステイは利用手続きの改善を図り、稼働率の向上につながりました。
- 介護老人保健施設利用者アンケートで得られたデータの結果、ケーキや季節のフルーツ等の「おやつバイキング」の開始や 16 年 10 月より土曜、日曜日にも相談窓口を開設し、平日ではなかなか相談に来られない市民への利便性を向上させました。
- 従来「認知症鑑別診断」のみを行っていましたが、地域主治医を持たない利用者より、継続した外来診療を望む声が多数寄せられたため、引き続き受診できる「認知症外来」を開始しました。

## 事業計画書

### 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### (2) 危機管理について

緊急時の対応、防災体制、個人情報保護等についての具体的計画を記載してください。

### 1 緊急時の対応及び防災体制

当財団では、消防法第 8 条第 1 項に基づき、火災、地震及びその他二次災害などの被害を、最小限に防止することを目的に、「横浜市総合保健医療センター消防計画」策定し、さらに、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、迅速に地震防災措置がとられ、人的物的被害の軽減を図ることを目的に「横浜市総合保健医療センター地震防災応急計画」を策定しております。

また、水害、地震発生後の被害の拡大を防止するための防災体制を整えております。

**なお、同敷地内にある横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜ラ・ポールの近隣施設と災害時の相互協力を含めた協定のもと、3 施設合同の防災訓練を毎年実施しています。**

#### (1) 「横浜市総合保健医療センター消防計画」「横浜市総合保健医療センター地震防災応急計画」

火災、地震その他の災害を予防し、被害の極限防止を図ることを目的とし、防火管理者の下に防火責任者、火元責任者を置き火災の予防に努めます。さらに、人的、物的被害の軽減を図るためセンター内に情報収集、避難誘導、安全点検、応急救護の各隊で組織する「自衛消防隊」を組織し、それぞれの任務のもと役割に応じた行動をとります。

#### (2) 水害・地震等の発生時の対応

委託設備会社及び警備会社と連携し、入所者の安全確保やご家族には的確な情報を提供します。なお、センター内には 3 日間分の備蓄食料及び水を確保しております。さらに、センターの大型受水槽は、災害時の地域住民のための「飲み水」として確保されています。

また、横浜市総合保健医療センターは鶴見川多目的遊水地内にあるため、国土交通省京浜河川事務所を通じ適宜、洪水情報の提供を受けております。洪水警報発令後には地下駐車場車両の避難放送を実施し、また、利用者の来・退館時の安全性を考え、通所プログラム参加者の早期打ち切りや事前連絡など当日のキャンセルに柔軟に対応します。

#### (3) 研修・訓練

危機管理意識の高揚、持続を目的として、研修及び訓練を実施し危機管理体制の徹底を図ります。

- 16 年度消防訓練実績・・・5 月 11 日（消火訓練）12 月 16 日（消火・通報・避難訓練）  
17 年 2 月 23 日（3 施設夜間消防訓練）

別添資料参照

## 事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

### (2) 危機管理について

緊急時の対応、防災体制、個人情報保護等についての具体的計画を記載してください。

## 2 個人情報管理の方針

平成17年4月に、個人情報の保護に関する法律が全面施行されたところですが、当財団においては、平成12年7月に「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」が制定され、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、「個人情報漏洩事故等防止マニュアル」を作成し、また、職員に対して研修を実施しています。また、財団の倫理委員会規程に基づき、「倫理委員会」を設置し財団内の医療行為・研究の対象となる個人の情報及び人権の擁護に努めております。

## 3 個人情報管理の取り組み

### (1) 個人情報漏洩事故等防止マニュアル

- ア 個人情報とは、特定の個人を識別することができるもの。
- イ 個人情報はセンター全体の問題であり、自分には関係ない、自分には絶対に間違えないということはありません。個人情報を取り扱う場合は、複数人によるチェックなど、センター全体の取り組みが求められます。
- ウ 個人情報を保護するためには
  - ① どのような個人情報を扱っているか、個人情報の洗い出しを行う。
  - ② 個人情報の誤送付、紛失など漏洩のリスクをリストアップする。
  - ③ 誤送付、紛失など漏洩を未然に防ぐ仕組みを作る。
- エ 取り扱う個人情報に応じたルールを職員全員参加で作る。
- オ チェックシートを作成する。
- カ 業務マニュアルに事故防止策を含める。
- キ 定期的に点検・改善を行う。
- ク 定期的に研修を行う。

### (2) 個人情報が漏洩してしまったら

事故対応フローチャート及びチェックシートにより速やかに対応します。

- ① 内部、個人情報保護責任者へ報告
- ② 流失した情報の回収及び謝罪等
- ③ 情報の共有、再発防止策
- ④ 事実の公表及び再発防止策

### (3) 平成17年度個人情報の保護に関する職員研修実績

財団の運営する施設職員を対象に、施設職員全員が参加できるよう合計6日間実施しました。

#### 【日常の取り組み】 例

- 1 帰宅時はパソコンを施錠箇所に。  
又は金属チェーンの取り付け。
- 2 個人情報の入ったパソコンのパスワード設定と定期的更新。
- 3 F D、C D等の「外部記録媒体」の持ち出し禁止。
- 4 利用者からの必要最小限の個人情報の修得、目的外使用の禁止。
- 5 委託業者に対する守秘義務の徹底、指導。
- 6 郵送、F A X送信はダブルチェック。

別添資料参照

## 3 管理運営

団体名: 財団法人横浜市総合保健医療財団

## (3)組織図

センターの各施設の運営とサービスを展開するための執行体制についての組織図を描くとともに、スタッフの人数、職種、雇用形態（正規・嘱託・パート等）等を記載してください。

**1 組織運営の基本的考え方**

- (1) 組織の骨格は事務局長のもと総務部門、診療部門、看護部門、地域精神保健部門の4部門となります。
- (2) 人員の配置については、平成16年度にまとめられた、機能見直しの実行案及び平成17年4月に横浜市と締結した「特定協約」に基づき正規職員の嘱託職員化を実行中です。また、必要最小限の人数を確保しつつ効率的な運営を図るため、多様な雇用形態（正規、嘱託、パート）を採用します。
- (3) 医事業務や給食業務など外部の専門技術を活用した方が効率的な業務については、外部委託を推進します。

**2 スタッフの内訳(臨時的なものは除く)**

	職種	正規職員	嘱託職員	パート	合計	備考
総務部門	事務	10	1	1.0	12	財団運営事務を含む
	保健師	3			3	
	介護職	1			1	
	管理栄養士	1			1	
	運動指導員	1		1.2	2.2	
	社会福祉士	1	1		2	
診療部門	医師	6		2.3	8.3	センター長を含む
	診療放射線技師	3			3	
	臨床検査技師	1		1.1	2.1	
	管理栄養士	1			1	
	作業療法士	1		0.8	1.8	
	理学療法士			0.4	0.4	
	薬剤師		1	0.5	1.5	
	心理士			1.0	1.0	
看護部	看護師	26	1	6.4	33.4	
	介護職	14	7	8.8	29.8	
地域精神保健部	医師	1		0.3	1.3	精神科初期救急含
	社会福祉	9	5	1.7	15.7	
	臨床心理士	2			2	
	作業療法士	2			2	
	看護師	4		0.3	4.3	精神科初期救急含
	運動指導員	1			1	
	事務	1			1	
合計		89	16	25.8	130.8	

パートは常勤換算数

事業計画書

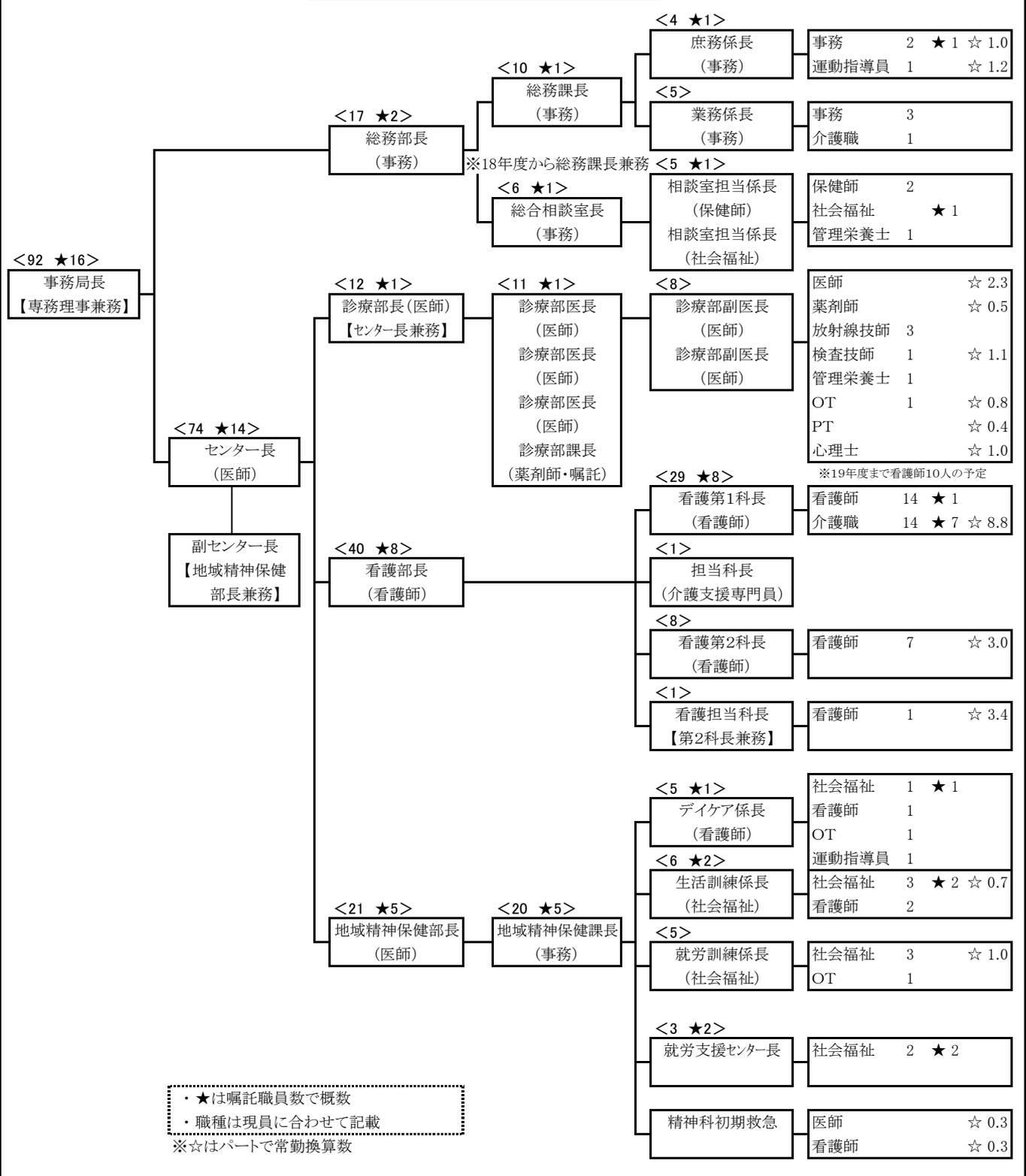
3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(3) 組織図

センターの各施設の運営とサービスを展開するための執行体制についての組織図を描くとともに、スタッフの人数、職種、雇用形態(正規・嘱託・パート等)を記入してください。

横浜市総合保健医療センター組織図



事業計画書

3 管理運営

団体名:財団法人横浜市総合保健医療財団

(4) スタッフの配置・シフトについて  
 開所日及び開所時間、施設毎の営業時間、運営体制とスタッフの配置について、担当業務別、職種別の具体的な計画を記載してください。

複合施設である横浜市総合保健医療センターは、年中無休で運営を行うため各部門、職種毎に勤務シフトによる交代勤務を行うことでスタッフを効率的に配置します。

(1) 開所日及び開所時間 (営業時間)

※年末年始12月29日～1月3日は入所利用以外は休所

	開所日	開所時間
総合相談室	年中無休 (祝日除く)	8:45～17:15
介護老人保健施設 (しらすぎ苑)		
施設入所	年中無休	24時間
通所リハビリテーション	月曜～金曜 (祝日除く)	10:00～16:00
精神障害者支援施設		
デイケア	月曜～金曜 (祝日除く)	9:30～15:30
生活訓練	年中無休	24時間
就労訓練	月曜～金曜 (祝日除く)	9:00～16:00
就労支援センター	月曜～金曜 (祝日除く)	9:00～17:00 (金曜のみ20:00まで)
精神科初期救急	毎週土・日曜	土曜13:00～17:00 日曜 9:00～17:00
診療所		
在宅医療 (入所)	年中無休	24時間
療養病床 (入所)	年中無休	24時間
内科	月曜～金曜 (祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00
放射線科	月曜～金曜 (祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00
精神科	月曜～金曜 (祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00
認知症診断 (鑑別)	月曜～金曜 (祝日除く)	1回目月曜～水曜 8:45・9:00・10:00 木曜、金曜9:00・10:00 2回目火曜13:30 金曜10:00
認知症外来	月曜・木曜・金曜 (祝日除)	月曜 (午前)・木曜 (午後)・金曜 (午前)
整形外科	火曜日	13:00～17:00
皮膚科	月曜・木曜	月曜9:00～12:00 木曜13:00～17:00
歯科	毎週木・金曜	13:00～16:00
総務課	月曜～金曜 (祝日除く)	8:45～17:15

介護老人保健施設

スタッフの配置と勤務時間

- ・内科医師 8:45～17:15
- ・作業療法士 8:45～17:15
- ・管理栄養士 8:45～17:15
- ・支援相談員 8:45～17:15
- ・介護支援専門員 8:45～17:15
- ・介護職 シフト勤務 (ローテーション)
- ・看護師 シフト勤務 (ローテーション)

看護職・介護職のシフト勤務(ローテーション)

①早出3名 ②日勤6名 ③遅出A2名 ④遅出B2名 ⑤夜勤4名

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
早出																										
日勤																										
遅A																										
遅B																										
夜勤																										

←→ 正規職員 ←→ パート職員

- ①早出7:00～15:30 ②日勤8:45～17:15 ③遅出A11:45～20:15
- ④遅出B12:30～21:00 ⑤夜勤 16:45～9:15

事業計画書

3 管理運営

団体名:財団法人横浜市総合保健医療財団

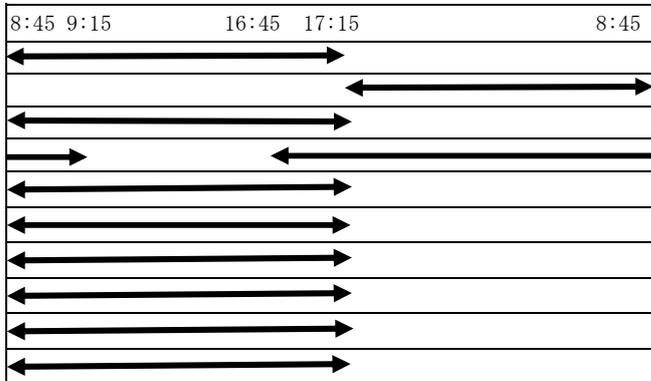
(4) スタッフの配置・シフトについて  
 開所日及び開所時間、施設毎の営業時間、運営体制とスタッフの配置について、担当業務別、職種別の具体的な計画を記載してください。

・診療所

スタッフの配置と勤務時間

- 医師 8:45~17:15  
 (当直医師) 17:15~8:45
- 看護師 8:45~17:15  
 (ケアマネ有資格者含) 16:45~9:15
- 放射線科技師 8:45~17:15
- 生理検査技師 8:45~17:15
- 管理栄養士 8:45~17:15
- 薬剤師 8:45~17:15
- 支援相談員 8:45~17:15
- 事務員 8:45~17:15

時間



その他のパートスタッフ (常勤換算)

- 医師: 2.3人 (半日単位で勤務)
- 看護師: 3.4人 (1日又は半日単位で勤務)
- 生理検査技師1.1人 (1日又は半日単位で勤務)
- 心理士1.0人 (1日又は半日単位で勤務)
- 薬剤師0.5人 (1日又は半日単位で勤務)
- 介護職2.1人 (1日又は半日単位で勤務)

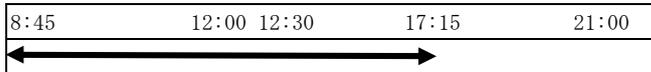
※当直医師については平成19年度よりオンコール体制として当直制を廃止する予定。

・精神障害者支援施設

スタッフの配置と勤務時間

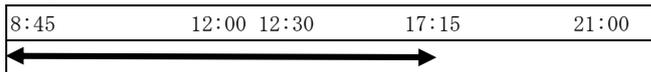
- 精神デイケア係 8:45~17:15  
 職員構成 ・精神科医師(兼務) 1名  
 ・看護師 2名  
 ・作業療法士 1名  
 ・精神保健福祉士 2名  
 ・運動指導員 1名

時間



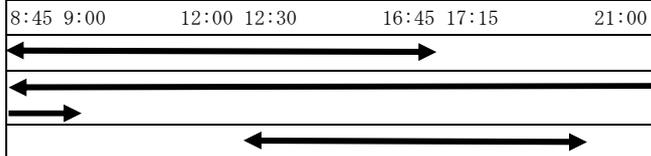
- 就労訓練係 8:45~17:15  
 職員構成 ・作業療法士 1名  
 ・精神保健福祉士 2名  
 ・社会福祉士 1名

時間



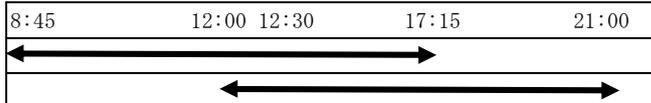
- 生活訓練係  
 日勤 8:45~17:15  
 日当直 8:45~翌9:00  
 遅出 12:30~21:00  
 職員構成 ・看護師 2名  
 ・社会福祉士 5名

時間

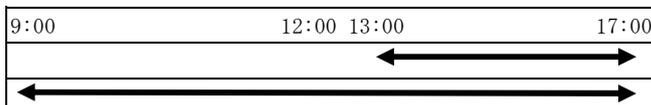


- 就労支援センター  
 日勤 8:45~17:15  
 遅番(金曜日) 12:30~21:00  
 職員構成 ・センター長 1名  
 ・精神保健福祉士 1名  
 ・社会福祉士 3名

時間



- 精神科初期救急 土曜13:00~17:00  
 日曜 9:00~17:00



事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(5) スタッフに求められる職能と人材育成について

センターに配置するスタッフの職種及び資格、配置数、雇用形態、責任者の配置、求められるスキルとその育成策、スタッフの健康管理などについて記載してください。

1 現スタッフの内訳及び資格(臨時的なものは除く)

	職種	正規職員	嘱託職員	パート	合計	その他の保持資格(重複有り)
総務 部門	事務	10	1	1.0	12	ヘルパー1級1人
	保健師	3			3	ケア・マネ2人
	介護職	1			1	ケア・マネ、介護福祉士、社会福祉士
	管理栄養士	1			1	
	運動指導員	1		1.2	2.2	健康運動指導士
	社会福祉士	1	1		2	ケア・マネ、精神保健福祉士
診療 部門	医師	6		2.3	8.3	ケア・マネ1人、労災認定医1人 産業医1人、精神保健指定医2人
	診療放射線技師	3			3	
	臨床検査技師	1		1.1	2.1	
	管理栄養士	1			1	
	作業療法士	1		0.8	1.8	
	理学療法士			0.4	0.4	
	薬剤師		1	0.5	1.5	
	心理士			1.0	1.0	
看護 部門	看護師	26	1	6.4	33.4	ケア・マネ9人
	介護職	14	7	8.8	29.8	ケア・マネ4人、介護福祉士13人 社会福祉士1人、ヘルパー1級8人
地域 精神 保健 部門	医師	1		0.3	1.3	精神保健指定医1名
	社会福祉	9	5	1.7	15.7	社会福祉士3人、精神保健福祉士10人
	臨床心理士	2			2	
	作業療法士	2			2	
	看護師	4		0.3	4.3	ケア・マネ2人、保健師1人
	運動指導員	1			1	健康運動指導士
	事務	1			1	
合計		89	16	25.8	130.8	

2 責任者の配置

- (1) センター長(医師)(診療部長兼務)・・・センター全体の総括責任者
- (2) 副センター長(医師)(地域精神保健部長)・・・地域精神保健部の統括責任者
- (3) 総務部長・・・全体業務総括の補佐、事務管理部門の統括責任者
- (4) 看護部長・・・看護・介護部門の統括責任者
- (5) 施設長(医師)・・・介護老人保健施設「しらさぎ苑」の責任者
- (6) 診療所長(医師)・・・診療所の責任者
- (7) 課長・係長・・・それぞれの部門の実務責任者、委託業者の監督指導

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## 3 求められるスキルと育成策

## (1) 専門性としてのスキル

当センターには経験豊富で、長年の実績を持つ多種多様な資格を持ったスタッフがおります。各施設の配置基準に沿った有資格者の配置は当然のことながら、更なるサービスの質を向上させるため、専門性を高めたスタッフを育成し配置します。

■職員の専門性の一つの目安として、各職員の国家資格の取得が挙げられますが、取得状況は内訳表のとおり、それぞれの各部門に基準以上の資格を有した職員を配置します。

さらに、職員の質を確保するために他部門からの転入者についても積極的に資格取得機会の提供や研修を実施し、バックアップすることにより、サービスの質の確保を行います。

なお、職務に直接かつ密接に関係のある学会等における出張については取り扱い基準を定め、研究結果を発表する場を提供するとともに、職員の見識を高める機会を与えます。

## (2) 豊かな人間性の育成

利用者サービスの質を左右するのは「人材」に負うところが大きであるとの基本的認識のもと職員は常に利用者の置かれている状況に対して、問題認識をもって資質の向上に努めます。

■人に対して援助・支援するサービスでは専門分野の知識・技術はもとより、大きく豊かな人間性が求められます。

豊かな人間性により、「利用者・家族に意識的に関わる」「知識・技術を効果的に使う」「チームケアを実践する」「地域と連携する」などが可能になります。サービスの質の向上を図るためスキルとしての人間性を磨きます。

スキルとしては実践行動を支えるスキルと、実践スキルが考えられます。

- ・行動を支えるスキル：価値観、倫理観、思い・意欲
- ・実践スキル：コミュニケーション力、対人影響力、折衝力

■職能ごとの育成計画を基に、OJT、センター内研修とセンター外研修を連動させるとともに、職員にMBOを導入し人材の育成を図ります。

## 4 MBO（目標によるマネジメント）

横浜市では「努力すれば報われる」人事給与制度の一環として、目標による管理の手法を用いて、透明性・納得性が高い業務実績評価を実施しています。

当センターでは、平成17年度までは係長職以上の職員に対してはMBOを実施していましたが、18年度より、一般職員に対しても実施の予定です。

## (1) 担当業務の現状分析

目標の設定に先立ち、職場の現状分析を行う。

## (2) 目標設定

組織の目標と整合性がとれているか確認する。

## (3) 上司と面談・振り返り

上半期終了後に達成状況を振り返る。

## (4) 期末振り返り

達成状況の確認

MBOの実施により事業遂行目標を明確にし、事業の効率的かつ効果的実施、職場の活性化、職員の人材育成を図ります。

## 目標によるマネジメント(MBO)

個人の目標と組織の目標との統合を図ることにより、個人のモチベーションを高めるとともに、自ら能力開発を行い、その結果個人目標と組織目標を合わせて達成しようとするもの。

Management By Objectives & Self-control

## 事業計画書

### 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

#### 5 教育・研修制度の整備

##### (1) 基礎研修（全職員対象）

- ①人権研修・・・第1回6月～8月、第2回9月～11月、第3回2月
- ②危機管理に関する研修・・・2月（リスクマネジメントに関する基礎的研修）
- ③コミュニケーション研修
- ④接遇研修
- ⑤不祥事防止研修・・・5月

##### (2) 対象者別研修

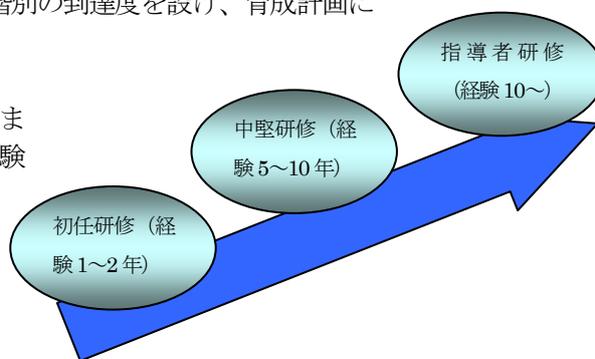
- ①新採用職員研修・・・4月 新採用職員を対象にセンター職員としての基本的事項の修得を目的とする。（事業概要説明、労務・給与、人権啓発等）  
5月 各部門の担当係長（科長）より各部門事業の詳細説明。  
介護老健施設及び精神障害者支援施設での体験実習を行う。
- ②新採用職員フォロー研修・・・10月（採用後約半年経過した職員を対象）  
各部門、各職種の採用職員が同じ場でお互いの意見交換を行うことを通して、組織の中で大切な対人関係能力を高めるとともに、今後の職務遂行の励みとする。また、先輩職員が必要な助言を行う。
- ③中堅職員研修・・・外郭団体事務推進会議が主催する研修会への参加。
- ④管理職員研修・・・7月（係長、主任を対象）

##### (3) 専門研修・・・適宜、外部の研修や学会に参加（平成16年度実績43回の外部研修に参加）

##### (4) 各部門別教育・研修

■看護・介護職については専門性（老年看護・高齢者介護・認知症看護・認知症介護）の高い実践能力が求められるため、それぞれの実践力に段階別の到達度を設け、育成計画に基づく教育・研修プログラムを実施します。

■地域精神保健部門では、階層別研修を実施します。初任研修（経験1～2年）、中堅研修（経験5～10年）、指導者研修（経験10年以上）これは当該研修によって完結するものではなく、日常の自己啓発を喚起するものとし、「目標による管理」と関連を持たせたものとし、



##### (5) その他研修・・・個人情報保護研修、支援センター職員交換研修、経営管理職員研修、そのほか各部門内で、接遇研修や資格取得に向けた勉強会を行っています。

#### 6 スタッフの健康管理について

##### (1) 健康診断の実施

センターで勤務する職員については、年1回の健康診断を実施します。また、夜勤に係わる職員及び電離放射線検査に従事する職員については年2回の実施とします。  
また、調理に従事するものについては毎月「腸内細菌検査」を実施します。

##### (2) センターには産業医の資格を有する常勤医師がおり、健康診断結果に基づきスタッフの健康を保持するための指導、助言を実施します。

##### (3) 労働安全衛生委員会を設置し、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場の環境の形成に努めています。

別添資料参照

## (6) 指定期間中(平成18年7月1日から平成23年3月31日まで)の収支計画

## 収支予算書

## (1) 収入

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
指定管理経費	572,114	769,139	762,845	759,163	758,995	3,622,256
施設運営収入	517,923	699,223	704,940	708,153	707,559	3,337,798
診療報酬 ※	170,429	227,585	230,936	230,667	230,938	1,090,555
介護報酬 ※	287,973	390,839	392,742	395,654	395,832	1,863,040
利用者負担金	56,931	77,346	77,809	78,379	77,336	367,801
その他収入	2,590	3,453	3,453	3,453	3,453	16,402
収入合計	1,090,037	1,468,362	1,467,785	1,467,316	1,466,554	6,960,054

## (2) 支出

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
人件費	656,529	890,541	890,541	890,541	890,541	4,218,693
施設管理費	170,672	227,563	227,563	227,563	227,563	1,080,924
光熱水費 ①	55,525	74,033	74,033	74,033	74,033	351,657
施設等修繕費 ②	11,250	15,000	15,000	15,000	15,000	71,250
その他管理経費	103,897	138,530	138,530	138,530	138,530	658,017
施設運営費	262,836	350,258	349,681	349,212	348,450	1,660,437
委託費	83,546	111,395	111,395	111,395	111,395	529,126
医療機器リース料 ③	26,775	35,700	35,700	35,700	35,700	169,575
医薬材料費	36,940	48,638	48,022	47,406	46,790	227,796
療養消耗品費	9,098	11,979	11,827	11,675	11,523	56,102
備品等修繕費	6,750	9,000	9,000	9,000	9,000	42,750
公租公課	20,977	27,969	27,969	27,969	27,969	132,853
その他事務費	78,750	105,577	105,768	106,067	106,073	502,235
支出合計	1,090,037	1,468,362	1,467,785	1,467,316	1,466,554	6,960,054

(注) 1 ①②③の経費については、積算資料(次ページに掲載)に基づいた金額を計上してください。

2 委託料は、参考資料の「横浜市総合保健医療センター委託業務一覧」を参考に積算してください。

3 その他事務費は、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、給食材料費、負担金、その他事業の実施に必要な経費とします。

4 18年度は7月から翌年3月までの9箇月間で積算してください。

※診療報酬、介護報酬は現行ベースです。

## 事業計画書

3 管理運営

団体名： 財団法人横浜市総合保健医療財団

## (6) 指定期間中(平成18年7月1日から平成23年3月31日まで)の収支計画

## 収支予算書【自主事業】

(1) 収入

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
基本財産収入	3,675	4,900	4,900	4,900	4,900	23,275
自主事業収入	11,635	29,313	29,313	29,313	29,313	128,887
実践専門研修事業収入	363	472	472	472	472	2,251
シニアフィットネス事業収入	6,093	8,124	8,124	8,124	8,124	38,589
訪問看護ステーション事業収入	5,179	20,717	20,717	20,717	20,717	88,047
収入合計	15,310	34,213	34,213	34,213	34,213	152,162

(2) 支出

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
理事会費	576	1,152	1,152	1,152	1,152	5,184
諸謝金	480	960	960	960	960	4,320
その他経費	96	192	192	192	192	864
財団管理費	2,398	3,035	3,035	3,035	3,035	14,538
広報費	1,942	2,384	2,384	2,384	2,384	11,478
印刷製本費	194	259	259	259	259	1,230
その他経費	262	392	392	392	392	1,830
地域医療支援事業費(全部)	701	701	701	701	701	3,505
通信運搬費	551	551	551	551	551	2,755
その他経費	150	150	150	150	150	750
実践専門研修事業費	363	484	484	484	484	2,299
諸謝金	153	204	204	204	204	969
その他経費	210	280	280	280	280	1,330
シニアフィットネス事業費	6,093	8,124	8,124	8,124	8,124	38,589
人件費	2,515	3,353	3,353	3,353	3,353	15,927
消耗品費	1,103	1,471	1,471	1,471	1,471	6,987
印刷製本費	1,125	1,500	1,500	1,500	1,500	7,125
その他事務費	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	8,550
訪問看護ステーション事業費	5,179	20,717	20,717	20,717	20,717	88,047
人件費	4,218	16,872	16,872	16,872	16,872	71,706
その他事業費	961	3,845	3,845	3,845	3,845	16,340
支出合計	15,310	34,213	34,213	34,213	34,213	152,162

事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(7) 指定期間中の収支計画内訳（収入・支出積算内訳）

様式第 15 号の収支計画の平成 18 年度収支予算について、収入及び支出の積算内訳を記載してください。

様式は、エクセル等で作成した別様式を添付することも可能です。

ア 収入積算内訳

(ア) 施設運営収入 517,923千円

①診療報酬 170,429千円

(単位：円)

項目	金額	説明
共同利用	79,947,600	@23,514（1人あたり単価）×3,400件
在宅医療病床	26,311,186	@10,727（1人あたり単価）×7床×365日×96%（稼働率）
認知症診断	24,752,520	@47,601（1人あたり単価）×520人
認知症外来	1,716,690	@572,230（H17.4～7実績）÷4か月×12か月
老健関係外来	5,171,580	@1,723,860（H17.4～7実績）÷4か月×12か月
生活習慣病外来	20,998,260	@6,999,420（H17.4～7実績）÷4か月×12か月
その他外来	5,094,810	@1,698,270（H17.4～7実績）÷4か月×12か月
精神科デイケア	62,816,530	@7,541（1人あたり単価）×40人（定員）×245日（稼働日）×85%（稼働率）
精神科初期救急	429,228	@35,769（1月あたり単価）×12か月
計	227,238,404	

227,238,404円×9か月／12か月＝170,428,803円

②介護報酬 287,973千円

(単位：円)

項目	金額	説明
【一般棟】入所	181,415,000	稼働率 96%
【認知症棟】入所	118,969,000	稼働率 96%
【療養病床】入所	45,515,229	稼働率 96%
通所リハビリテーション	38,066,000	稼働率 80%
計	383,965,229	

383,965,229円×9か月／12か月＝287,973,921円

別添資料参照

事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

③利用者負担金 56,931千円

(単位：円)

項目	金額	説明
在宅医療病床関連	3,797,000	●室料差額 @480,000 (H17.4～7実績) ÷ 4か月×12か月 ●その他保険外 @785,670 (H17.4～7実績) ÷ 4か月×12か月
療養病床関連	9,382,335	別添資料参照
老健一般棟入所関連	34,391,750	別添資料参照 生活保護者減免
老健認知症棟入所関連	20,647,000	別添資料参照 生活保護者減免
老健通所リハビリテーション	3,136,000	別添資料参照
生活訓練使用料	4,554,780	●ホステル利用料 @350×20人(定員)×365日×84%(稼働率)-656,250円(生活保護者減免分) ●短期入所利用料 @350×6人(定員)×365日×60%(稼働率) ●給食サービス利用料 @1,150(2食)×20人(定員)×365日×84%(稼働率)×40%(利用率)-215,790(生活保護者減免分)
計	75,908,865	

$75,908,865 \text{円} \times 9 \text{か月} / 12 \text{か月} = 56,931,648 \text{円}$

※第15号様式との差は、端数処理によるものです。

④その他収入 2,590千円

(単位：円)

項目	金額	説明
文書・診断書料等	422,850	@140,950 (H17.4～7実績) ÷ 4か月×12か月
ホルター心電計共同利用料	255,000	
雑収入等	2,776,639	実施作業手当(就労C) 1,896,839
		職員給食収入 640,800
		ハマフレンド給付金 239,000
計	3,454,489	

$3,454,489 \text{円} \times 9 \text{か月} / 12 \text{か月} = 2,590,866 \text{円}$

※第15号様式との差は、端数処理によるものです。

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## イ 支出積算内訳

## (ア) 人件費 656,529千円

(単位：千円)

	診療所	介護老人 保健施設	精神障害者 支援施設	共通	計
職員給料・手当	111,154	144,521	110,591	74,606	440,872
嘱託等賃金	66,896	32,348	21,360	16,294	136,898
法定福利費	15,170	21,582	16,478	12,374	65,604
その他	-	-	-	13,155	13,155
計	193,220	198,451	148,429	116,429	656,529

## (イ) 施設管理費 170,672千円

(単位：千円)

項目	金額	説明														
光熱水費	55,525	74,033 千円×9か月/12か月														
施設等修繕費	11,250	15,000 千円×9か月/12か月														
その他管理経費	103,897	<table border="1"> <tr> <td>消耗品費</td> <td>4,772</td> </tr> <tr> <td>建物管理費</td> <td>93,709</td> </tr> <tr> <td>  運転監視業務委託</td> <td>37,511</td> </tr> <tr> <td>  保安・清掃等委託</td> <td>56,198</td> </tr> <tr> <td>設備保守管理費</td> <td>38,100</td> </tr> <tr> <td>業務委託料</td> <td>1,949</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>138,530</td> </tr> </table>	消耗品費	4,772	建物管理費	93,709	運転監視業務委託	37,511	保安・清掃等委託	56,198	設備保守管理費	38,100	業務委託料	1,949	計	138,530
		消耗品費	4,772													
		建物管理費	93,709													
		運転監視業務委託	37,511													
		保安・清掃等委託	56,198													
		設備保守管理費	38,100													
		業務委託料	1,949													
計	138,530															
138,530 千円×9か月/12か月																

## (ウ) 施設運営費 262,836千円

(単位：千円)

項目	金額	説明																						
委託費	83,546	<table border="1"> <tr> <td>検体検査委託料</td> <td>4,860</td> </tr> <tr> <td>歯科診療委託料</td> <td>5,437</td> </tr> <tr> <td>給食業務委託料</td> <td>27,413</td> </tr> <tr> <td>RI 作業環境測定等委託料</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>洗濯業務委託料</td> <td>6,229</td> </tr> <tr> <td>検査機器保守料</td> <td>14,652</td> </tr> <tr> <td>通りハ送迎委託料</td> <td>4,170</td> </tr> <tr> <td>情報システム保守委託料</td> <td>13,104</td> </tr> <tr> <td>医療事務委託料</td> <td>33,427</td> </tr> <tr> <td>その他委託料</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>111,395</td> </tr> </table>	検体検査委託料	4,860	歯科診療委託料	5,437	給食業務委託料	27,413	RI 作業環境測定等委託料	1,500	洗濯業務委託料	6,229	検査機器保守料	14,652	通りハ送迎委託料	4,170	情報システム保守委託料	13,104	医療事務委託料	33,427	その他委託料	603	計	111,395
		検体検査委託料	4,860																					
		歯科診療委託料	5,437																					
		給食業務委託料	27,413																					
		RI 作業環境測定等委託料	1,500																					
		洗濯業務委託料	6,229																					
		検査機器保守料	14,652																					
		通りハ送迎委託料	4,170																					
		情報システム保守委託料	13,104																					
		医療事務委託料	33,427																					
		その他委託料	603																					
計	111,395																							
111,395 千円×9か月/12か月																								
医療機器リース料	26,775	35,700 千円×9か月/12か月																						

事業計画書

3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(単位：千円)

項目	金額	説明	
医薬材料費	36,940	医薬品費	18,158
		診療材料費	31,095
		計	49,253
		49,253 千円×9 か月/12 か月	
療養消耗品費	9,098	入所レクリエーション費	1,000
		通所リハビリテーションプログラム費	830
		タオル等日常雑費	3,300
		紙おむつ代	7,000
		計	12,130
12,130 千円×9 か月/12 か月			
備品等修繕費	6,750	9,000 千円×9 か月/12 か月	
公租公課	20,977	消費税及び地方消費税	24,969
		事業所税	3,000
		計	27,969
27,969 千円×9 か月/12 か月			
その他事務費	78,750	通信運搬費	5,902
		消耗品・消耗備品費等	8,240
		備品修繕費	5,426
		印刷製本費	8,320
		賃借料	21,418
		保険料	2,192
		諸謝金	6,338
		負担金支出	1,853
		手数料	1,920
		給食材料費	32,744
		訓練材料費	1,462
		訓練手当	6,817
		その他	2,369
		計	105,001
105,001 千円×9 か月/12 か月			

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (7) 指定期間中の収支計画内訳（収入・支出積算内訳）

様式第 15 号の収支計画の平成 18 年度収支予算について、収入及び支出の積算内訳を記載してください。

様式は、エクセル等で作成した別様式を添付することも可能です。

## ア 自主事業収入積算内訳

## (ア) 基本財産収入 3,675千円

4,900 千円 × 9 か月 / 12 か月

## (イ) 自主事業収入 15,047千円

## ①実践的専門研修事業収入 363千円 (単位：円)

項目	金額	説明
実習生等受入収入	225,000	
実地研修受入収入	126,000	@15,750 × 8 人
介護教室参加費	12,000	@500 × 24 人
計	363,000	

## ②シニアフィットネス事業収入 6,093千円 (単位：円)

項目	金額	説明
フィットネス利用収入	5,175,000	・ 定期券 @5,000 × 35 人 × 9 か月 ・ 回数券 @800 × 25 人 × 20 日 × 9 か月
ロッカー使用料収入	378,000	@600 × 70 人 × 9 か月
健康講座参加費	180,000	@1,000 × 60 人 × 3 回
転倒骨折防止予防教室	360,000	@20,000 × 18 回
計	6,093,000	

## ③訪問看護ステーション事業収入 5,179千円

830 単位 × 10.4 円 × 50 人/週 × 12 週 = 5,179,200 円

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## イ 支出積算内訳

## (ア) 理事会費 576千円 (単位：円)

項目	金額	説明
賃借料	36,000	
諸謝金	480,000	理事会、評議員会報酬
交際費	60,000	

## (イ) 財団管理費 2,398千円 (単位：円)

項目	金額	説明
会議費	27,000	
旅費交通費	31,000	
通信運搬費	56,000	
消耗品費	33,000	
広報費	1,942,000	PRパンフレット作成
印刷製本費	194,000	
諸謝金	55,000	
交際費	60,000	理事会渉外費

## (ウ) 地域医療支援事業費 701千円 (単位：円)

項目	金額	説明
通信運搬費	551,000	
印刷製本費	100,000	
諸謝金	50,000	

## (エ) 実践専門研修事業費 363千円 (単位：円)

項目	金額	説明
精神科リハビリテーション講座	213,000	・通信運搬費 ・諸謝金
研修生等受入事業	150,000	・通信運搬費 ・消耗品費 ・印刷製本費

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (オ) シニアフィットネス事業費 6,093千円 (単位：円)

項目	金額	説明
パート賃金	2,515,000	・運動指導員（フィットネス） 2,356,000 ・運動指導員（派遣指導） 159,000
賃借料	450,000	運動機器リース料
通信運搬費	450,000	
消耗品費	1,103,000	
印刷製本費	1,125,000	チケット印刷等
修繕費	450,000	
計	6,093,000	

## (カ) 訪問看護ステーション事業費 5,179千円 (単位：円)

項目	金額	説明
人件費	4,218,000	・嘱託3人（3か月） 3,375,000 ・アルバイト1人（3か月） 843,000
その他事業費	961,000	・賃借料（車両等） 210,000 ・通信運搬費 90,000 ・消耗品費 211,000 ・印刷製本費 150,000 ・車両費（燃料、車検） 300,000
計	5,179,000	

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (8) 収入確保に向けた取組み

利用料金を中心とした収入増を実現するための具体的な方策及び年次計画について記載してください。

## 1 考え方

「利用者に対するサービスの向上」「外に開かれた施設運営」を念頭において、職員一人ひとりが業務に取り組むことで、施設稼働率のさらなるアップをはかり、収入増につなげます。

## 2 具体的な取組内容

## (1) 利用者ニーズの高いメニューの強化

問い合わせや申込の多い「認知症診断」「在宅医療病床への入所」などのメニューについて、待機者に対し、きめ細かいフォローを行い、できるだけ早く利用できるようにしてまいります。また、認知症診断は、診断枠数の増設についても検討してまいります。

## (2) 利用手続きの簡素化や利用条件の緩和【精神障害者支援部門】

利用時に準備していただく書類数の見直しや受入検討のための会議を廃止することで、利用するまでにかかる時間の短縮化を図り、利用者サービスにつなげます。

## (3) 施設の体験利用の実施

利用者及びその家族の方に、実際に施設の体験利用していただくことで、利用促進につなげます。また、施設見学については、随時実施します。

## ●体験利用対象部門

介護老人保健施設 …… 通所リハビリテーション  
精神障害者支援施設部門 …… 生活訓練短期利用

利用にあたっては、実費相当の利用料金をご負担していただきます。

## (4) 利用者の家族やケアマネージャー等関係者を対象としたセミナーの開催

「まずは、施設を知ってもらおう」ということを目的とし、ケアマネージャー等関係者を対象とした各種セミナーを実施します。

また、一般の方や利用者の家族向けのセミナーについても引き続き実施してまいります。

## ●テーマ（17年度予定）

- ・認知症の診断と治療、予防
- ・福祉用具の適切な選び方・使い方
- ・在宅でできる自立をめざした体操 など

## (5) 職員の接遇向上

職員に対し、定期的に接遇研修を実施することで、接遇の向上を図り、利用者の方々が、気持ち良く施設利用できるよう努めてまいります。

## 事業計画書

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

(6) PR活動の積極的展開

■広報誌の定期的発行 …… 各部門のトピックス、コラムなどを掲載した広報誌を定期的に発行します。

『ホット・ほっと』 年 2 回発行

■広告掲載 …… 関係機関誌に広告掲載を行います。

■ホームページの充実

■営業活動の実施 …… 関係機関への訪問など、センターから積極的に働きかけを行います。

■区役所等関係機関との連携 …… 区役所等のイベント参加や講師としての職員派遣を行います。

港北区ふれあい祭りへの参加など

■センター内のイベントの開催

センター文化祭の開催など

■外来PRのちらし作成

(7) センター職員の経営感覚を養成

毎月 1 回行っている「経営管理会議」の内容をダイジェスト版にし、職員間で情報共有したり、センターの経営状況について職員研修を行うことで、職員の経営感覚を養います。各々が経営状況を把握し、各部門において自主的に収入確保策を検討できる体制をとります。

(8) 診療報酬、介護報酬の適切な請求

請求もれ防止のチェック体制を強化したり、施設基準上可能な加算について適切に算定することで、収益アップに努めます。

(9) 未収金回収のための適切な対応

関係部門の職員と連携をとりながら、定期的に督促活動をとることで、未収金の回収に努めます。

(10) 新たに収益確保となる事業を実施

センター職員を講師とし、ヘルパー養成研修をはじめとする各種専門研修の実施により、新たな収益確保に取り組んでまいります。また、センター内スペースの効果的な活用方法についても、関係者と調整のうえ、検討してまいります。

(11) 財団の財産運用について見直し

ペイオフ対策として、現在財団の資産については、「決済性預金」としてはありますが、特定預金については、安全性に配慮しつつ、運用方法の見直しを進めてまいります。

(12) 受益者負担の導入を検討

地下駐車場や会議室などの有料化について、関係者間で調整を行いながら導入を検討してまいります。

●施設の稼働率が以下のようなになるよう、これらの方策に取り組んでまいります。 (単位：%)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
老健入所	96	97	97	98	98
診療所入所	96	97	97	98	98
精神科ケア	85	85	90	90	90
生活訓練	84	90	98	98	98

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (9) コスト削減に向けた取組み

コスト削減、効率的な運営のための具体的方策及び年次計画について記載してください。

## 1 考え方

利用者へのサービス低下とはならないように配慮しつつ、各部門において継続的に業務を見直し、コスト削減に取り組めます。

## 2 具体的な取組内容

## (1) ESCO 事業導入による施設管理費の節減

ESCO 事業を導入し、省エネルギー改修工事を実施することで、17 年度予算に比べ、年間約 2,000 万円の光熱水費の節減効果が見込まれています。

## (2) 継続的な人員配置の見直し

「国基準」など標準的な配置が設定されている部門ではそれを基本として、これまでも人員配置の見直しを行ってまいりました。一方、精神障害者就労支援センターなどこれからますます市民ニーズが高くなるであろう部署には、十分な人員を配置してまいりました。今後も、このような「選択」と「集中」により、持続可能な経営をめざしていきます。

## ●主な見直し

- ・引き続き、「国基準」を基本とした人員配置への見直し
- ・引き続き、各部門での業務見直しによる超過勤務手当の削減
- ・老健部門、診療所部門での非常勤医による当直業務の廃止（19 年度～）

## (3) 医薬材料、療養消耗品の見直し

契約項目数や同等品であれば安価なものに切り替えるなどの見直しをすることで、これまでもコスト節減に取り組んでまいりました。引き続き、「今後 5 年間で 5% の削減」を目標に、センター全体でコスト節減に取り組んでまいります。

(単位：千円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
医薬材料費	36,940 (49,253)	48,638	48,022	47,406	46,790
療養消耗品費	9,098 (12,130)	11,979	11,827	11,675	11,523

※18 年度の（ ）は通年ベースです。

## 事業計画書

## 3 管理運営

団体名：財団法人横浜市総合保健医療財団

## (4) 医療機器の見直し

当センターで現在使用している医療機器は、開設時に購入してから未更新のものが多く、耐用年数が大幅に経過しています。更新が必要な機器については、機器の機能や使用頻度を勘案し、更新の必要性を十分に検証したうえでの対応としてまいります。そのため、医療機器の種類によっては、更新を中止し、更新費用の抑制や保守料の削減につなげてまいりたいと考えております。

## (5) 施設管理・運営に係る委託料の見直し

施設管理・運営に係る委託料について、毎年度仕様の見直しや契約方法の見直しを行うなどしてコスト削減に努めてまいりました。今後もこれらの見直しによりコスト削減に努めてまいります。

## ●これまでの主な見直し

## ①仕様の見直しによりコスト削減を行ったもの

- ・ 保安・監視業務（委託項目の見直し）
- ・ 清掃業務（委託項目の見直し）
- ・ 情報管理システム保守（委託項目の見直し）
- ・ 歯科業務委託（診療回数の見直し）

## ②契約方法の見直しによりコスト削減を行ったもの

- ・ 給食業務（競争入札の実施）
- ・ 老健通所リハビリテーション送迎、診療所共同利用 CR 搬送（競争入札の実施）

## (6) センター職員の経営感覚の養成

部門別決算を職員全員に情報提供し、類似施設の状況と比較しながら、「無駄はないか」「さらに見直しできることはないか」各部門で検証できる体制をとり、引き続き、センター全体でコスト削減に取り組んでまいります。

また、コスト節減や収入確保に大きく貢献した部門に対し表彰を行うことで、職員の経営改善に対するモチベーションをあげていくなどの工夫を引き続き行ってまいります。

## (7) さらなる効率的な運営のため、経営専門家などによる点検の実施

施設運営が適切にそして効率的に行われているか客観的にみてもらうため、経営専門家などによる点検を実施します。点検結果に基づき、センター全体で改善に向け取り組んでまいります。

## 団 体 の 概 要 1

(平成 17 年 10 月 1 日現在)

(単独団体又は代表構成団体用)

ふりがな 団体名	ざいだんほうじん よこはましそうごうほけんいりょうざいだん 財団法人 横浜市総合保健医療財団			
所在地	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1735番地			
代表者	理事長 今井 三男			
設立年月日	平成4年 4月 1日			
沿革	昭和63年「基本構想」「生涯保健医療総合センター（仮称）基本設計」。 平成4年4月1日「財団法人横浜市総合保健医療財団」設立。 同10月1日横浜市総合保健医療センター運営開始。 平成11年5月神奈川区精神障害者生活支援センター運営開始。 平成15年11月1日財団法人横浜市救急医療センターと統合。 平成17年4月1日横浜市と「特定協約」を締結。			
業務内容 ※	(1) 横浜市総合保健医療センターの運営。 (2) 神奈川区精神障害者生活支援センターの運営。 (3) 横浜市救急医療センターの運営。			
主な実績 ※	(1) 総合保健医療センター ・介護老人保健施設延利用者数 30,534人 ・診療所延利用者数 15,146人 ・精神障害者支援施設延利用者数 21,744人 (2) 神奈川区生活支援センター ・延利用者数 27,206人 (3) 横浜市救急医療センター ・夜間急病センター延患者数 48,339人 ・救急医療情報センター取扱件数 166,941人 ※平成16年度			
財政状況 (過去3年間 について記入 してくださ い)	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	総収入	1,874,676,833	2,153,142,389	2,641,496,564
	総支出	1,874,676,833	2,081,611,434	2,610,741,878
	当期損益	▲35,977,833	47,049,222	▲40,776,269
	累積損益	14,491,297	▲66,359,924	106,595,954
連絡担当者	【氏名】佐藤 重隆 【所属】総務課庶務係 【電話】045-475-0176 【FAX】045-475-0002 【E-mail】info@yccc.jp			

※ 表中の「業務内容」及び「主な実績」については、別紙を付すことができます。